

令和2年第2回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程（第1日目）

令和2年6月9日（火曜日）

午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名（4名）
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第41号 農業委員会委員の任命について
- 第5 議案第42号 農業委員会委員の任命について
- 第6 議案第43号 農業委員会委員の任命について
- 第7 議案第44号 農業委員会委員の任命について
- 第8 議案第45号 農業委員会委員の任命について
- 第9 議案第46号 農業委員会委員の任命について
- 第10 議案第47号 農業委員会委員の任命について
- 第11 議案第48号 農業委員会委員の任命について
- 第12 議案第49号 農業委員会委員の任命について
- 第13 議案第50号 農業委員会委員の任命について
- 第14 議案第51号 農業委員会委員の任命について
- 第15 議案第52号 農業委員会委員の任命について
- 第16 議案第53号 農業委員会委員の任命について
- 第17 議案第54号 農業委員会委員の任命について
- 第18 議案第32号 令和2年度訓子府町一般会計補正予算（第3号）について
- 第19 議案第33号 令和2年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第20 議案第34号 令和2年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第21 議案第35号 訓子府町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第36号 町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議案第37号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議案第38号 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25 議案第39号 橋梁長寿命化穂波橋修繕工事請負契約の締結について
- 第26 議案第40号 農業集落排水施設機器更新工事請負契約の締結について
- 第28 報告第4号 訓子府町国民保護計画の一部変更について
- 第29 報告第5号 繰越明許費繰越計算書の提出について（令和元年度訓子府町一般会計予算）

- 第30 報告第 6号 令和元年度における訓子府町ふるさとおもいやり寄付金等の運用状況について
- 第31 報告第 7号 教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告について
- 第32 報告第 8号 出納検査結果報告について
- 第27 一般質問

○出席議員（10名）

1番	須河	徹	君	2番	泉	愉	美	君		
3番	工藤	弘	喜	君	4番	谷口	武	彦	君	
5番	河端	芳	恵	君	6番	西森	信	夫	君	
7番	山田	日出	夫	君	8番	余湖	龍	三	君	
9番	仁木	義	人	君	10番	西山	由	美	子	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	菊池	一	春	君
副町	長	森谷	清	和	君
総務課	長	伊田		彰	君
企画財政課	長	篠田	康	行	君
町民課	長	元谷	隆	人	君
福祉保健課	長	谷方	幸	子	君
福祉保健課業務監		今田	朝	幸	君
農林商工課	長	大里	孝	生	君
建設課長・上下水道課長		渡辺	克	人	君
元気なまちづくり推進室長		坂井	毅	史	君
会計管理者		八鍬	光	邦	君
教育委員会教育長		林	秀	貴	君
管理課	長	高橋		治	君
子ども未来課	長	山本	正	徳	君
社会教育課長・図書館長		山田	洋	通	君
農業委員会事務局長		原口	周	司	君
農業委員会会長		坂本		稔	君
監査委員		平塚	晴	康	君
選挙管理委員会委員長		森下	直	治	君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山内	啓	伸	君
議会事務局係長	吉村	章	子	君

◎開会の宣告

○議長（須河 徹君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、令和2年第2回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、議会運営委員会で決定したマスクの着用、手指消毒、換気対策の実施および一般質問の1人当たり持ち時間を30分に短縮する内容により、本定例会を進めてまいりたいと思いますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

◎諸般の報告

○議長（須河 徹君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（山内啓伸君） それでは、ご報告申し上げます。

本定例会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております議件につきましては、議案が23件、報告3件であります。

また、議長から、報告が2件でございます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須河 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、4番、谷口武彦君、5番、河端芳恵君、6番、西森信夫君、7番、山田日出夫君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須河 徹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月11日までの3日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定いたしました。

議場の皆さん、議員、説明員に申し上げます。

事前に皆さまにもお知らせしてあるとおり、議場においてもクール・ビズの実施ということで、9月30日までの間、ノーネクタイ、また、上着の着用は自由ということで進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

どうぞ、上着を脱いでいただいても結構です。

◎行政報告

○議長（須河 徹君） 日程第3、菊池町長から行政報告がありますので、この際、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） おはようございます。ただいま、議長のお許しをいただきましたので、先に本定例会招集のご挨拶を申し上げます。

先の臨時町議会等々で議決をいただいたり、ご理解をいただいているところでございますけれども、例えば、政府の給付金10万円については、ほぼ、90%のご家庭、個人が受領されているというご報告がございました。

さらにまた、先週末から各戸に1人当たり10枚のマスクを配付しているところでございますけれども、これもほぼ完了の状況でございますし、さらにまた学生や専門学生の子どもたちにもふるさとの特産品を配付するというご理解をいただいたところでございますけれども、これもおよそ40件の学生から希望が寄せられているということでございますので、皆さんのご理解をいただいて、コロナ対策についても町独自のさまざまな状況が着実に進められているということをご報告申し上げます、心からお礼を申し上げますのでございます。

新型コロナウイルスとは、ちょっと関係ありませんけれども、今日の道新にも出ておりましたけれども、ホクレンの訓子府の農場で三元交配の乳牛3頭が誕生したという報道が全道版に載っておりました。これは数年前からホクレンが受精卵を日本製とフランス、ヨーロッパを掛け合わせをして、ホルスタインの改良を狙っていました。これはホルスタインの個体そのものを小さくしていく。けがを少なくする。そして乳量をアップしていく。病気に強いということを求めて、三元の交配を進めていたところですけども、ホクレンの専務あたりから数年前にメイドイン訓子府のホルスタインが誕生するということをお知らせしたので、きっとまだ篠原場長とも話をしていませんけれども、この秋にはメイドイン訓子府のホルスタインが全国に広まっていくのではないのかと。その点で言いますと大変関心度の高い世界的なレベルの話がこの牧場からどんどん広がっていくということが予想されますので、一応、先立ちまして、私の方からご報告を申し上げたところでございます。

それでは、本定例町議会に提案しております議案などの概要を申し述べましてご理解を賜りたいと思います。

はじめに、人事案件でございます。

現在の農業委員の任期は7月19日までとなっておりますが、農業委員を新たに任命しようとするもので、14名分の議案を提案させていただきます。

次に、一般会計の予算補正でございます。

歳出では、議会費で新型コロナウイルス感染症の影響により本年度、道外、道内研修を

見送ったことによる減額。

企画費では、新型コロナウイルス対策の第3弾となります減収の影響を大きく受けるすべての業種を対象とする経営継続支援費補助金。

消防費では、消防庁舎建設工事に関する基本・実施設計業務委託料を計上しております。

また、農業基盤整備事業では、事業主体である北海道の予算配分によりまして、負担金追加のほか、地域医療報奨金、PET-CT検診、葬斎場修繕費、下水道事業特別会計繰出金、広域入所負担金の追加をさせていただいております。

歳入では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの特定財源のほか、財政調整基金を追加し、歳入歳出それぞれ1億6,272万6千円を追加提案をさせていただいております。

次に、特別会計についてであります。

介護保険特別会計につきましては、前年度の国庫支出金返還金が確定したことから歳入歳出それぞれ509万6千円の追加を提案させていただいております。

下水道事業特別会計につきましては、個別排水処理浄化槽の設置要望が増えたことなどによりまして、歳入歳出それぞれ1,551万5千円の追加を提案させていただいております。

次に、条例の制定でございます。

訓子府町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正、町税条例の一部改正、固定資産評価審査委員会条例の一部改正、訓子府町介護保険条例の一部改正の4本の条例改正を提案させていただいております。

次に、橋梁長寿命化穂波橋修繕工事、農業集落排水施設機器更新工事の請負契約の締結について議決を求める提案をさせていただいております。

次に、報告でございます。

1件目は、訓子府町国民保護計画の一部の変更。

2件目は、令和元年度訓子府町一般会計に関わる、繰越明許費繰越計算書の報告。

3件目は、条例に基づき、令和元年度における訓子府町ふるさとおもいやり寄付金等の運用状況について報告するものでございます。

以上、議案23件、報告3件を提案させていただいておりますが、詳細につきましては、人事案件を除き、各課長等から説明させていただきますので、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。第2回定例町議会のご挨拶とさせていただきます。

引き続き、お手元に配付させていただいております行政報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る対応についてでございます。

北海道内での新型コロナウイルスの感染症対策につきましては、2月26日に鈴木知事から唐突に発せられた「学校の臨時休校の要請」がはじまりとなりました。

2日後には「新型コロナウイルス緊急事態宣言」を発出し、週末の外出自粛や営業休止などの要請によりまして、本町の公共施設を休館しました。北海道独自の緊急事態宣言は3月19日に解除されましたが、国内では東京都を中心に感染者が拡大し、国は4月7日に東京都、大阪府など7都府県にインフルエンザ等特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を発出し、8割の接触機会の低減や外出自粛が要請されました。道内では4月12日に第2波とも取れる札幌市内での感染拡大を受け「北海道・札幌緊急共同宣言」を発しました

が、16日には国が「緊急事態宣言」を全国に拡大、北海道を含む13都道府県が特定警戒区域に指定されました。

本町におきましては、2月28日に感染症危機管理対策本部を、そして国の緊急事態宣言を受けて、4月9日新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、各学校の休校措置、感染拡大防止のため近隣市町と協調した公民館、スポーツセンターなどの公共施設の休館を実施しました。

この間、町民の皆さまは外出自粛、公共施設利用制限や感染予防など日常生活に大きな制約がありました。

特に、飲食店などを中心とした経済活動は大幅な売り上げ減少により大きな影響を受けています。

一方では、初夏の風物詩であった「ふるさとまつり」の中止をはじめ、町民挙げてお祝いをする開町100周年・町制施行70年記念事業で予定した「町民オリンピック」「NHK公開録音真打ち競演」「町民芸術劇場」が中止となったほか、子どもたちの運動会などの学校行事、少年団、中体連、文化関係の大会の中止や延期など学習活動を中心とした影響も懸念されるところであります。

そういった状況の中で、本町では4月上旬には第1弾として商工会で発行の飲食店限定のプレミアム商品券の広告宣伝費などの後方支援、5月上旬には第2弾として町民1人5千円の商品券の発行、5月末には給付率が8割を超えた1人10万円の特別定額給付金の給付、地方で暮らす学生への「ふるさと小包」の送付、子育て世帯臨時特別給付金のほか、飲食業、宿泊業、観光業への経営継続支援事業補助金による支援を実施してまいりました。

また、本定例町議会では第3弾として、農業を除き減収となるすべての業種に拡充した経営継続支援事業費を創設し、入荷が遅れていたマスクの町民1人10枚を配付するなど、コロナショックの難局に立ち向かい、町民生活をはじめ、本町の経済活動をしっかりと支えていかなければならないと考えているところであります。

5月25日には国の「緊急事態宣言」が解除され、6月1日には、北海道の休業要請もほとんどが解除されましたが、新型コロナウイルスと共存する新しい日常生活が求められ、依然として新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、今後においても、時期を逸することなく、さらなる支援を見据えた対応が必要となっております。

以上、新型コロナウイルス感染症に係る対応についての行政報告とさせていただきます。
○議長（須河 徹君） ただいまの行政報告については、若干の時間、質疑することを許します。質疑は1人2回に制限します。

ご質疑ございませんか。

西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 10番、西山です。1点だけお伺いいたします。

国が対策として、全国民に定額給付金を出すということだったんですが、町内において、先ほど町長の方から90%利用ということですが、当初ですね、通帳とか個人を特定するものをコピーするのが大変だっていう声があちこちから聞いたんですが、役場ではしてもらえないとかっていう話も聞いたんですが、その辺の町民からの問い合わせなどについての対応はどのようになっているか、簡潔にお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） ただいま、書類の添付書類にコピーでする必要があったということの問い合わせの関係ですけれども、数件、こちらでできないんですかっていうお話は実際にごさいました。それで原則的にはですね、ご自身でやっていただくということでご説明はしておりますけれども、高齢の世帯の方とかですね、プリンターの複合機とか持っていない方もいらっしゃるということもありますので、どうしても難しいということであれば、こちらでも結構ですよっていう説明はした経過がございます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 以上をもって、行政報告を終了いたします。

◎議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号

○議長（須河 徹君） 日程第4、議案第41号 農業委員会委員の任命から、日程第17、議案第54号 農業委員会委員の任命についてまでの14件は、いずれも委員任命同意の議案でありますので、この際、一括議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書32ページから38ページです。

町長。

○町長（菊池一春君） 議案書32ページになります。農業委員会委員の任命についてでございます。

議案第41号から議案第54号まで、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定によりまして、農業委員会委員の候補者について、議会の同意を求めるものであります。

まず、議案第41号でございます。

住所は訓子府町字緑丘321番地2の井幡孝一さんでございます。

お生まれは昭和34年12月3日、現在60歳、経歴につきましては、昭和53年から農業に従事し、平成20年から23年まで馬鈴薯耕作組合加工さやか部会長、平成20年および27年に緑丘実践会長、平成29年7月20日から農業委員としてご活躍され、現在1期目でございます。

次に、議案第42号、高園177番地、齊藤博行さんでございます。昭和38年3月2日生まれで、現在57歳でございます。昭和58年から農業に従事しまして、平成20年から23年まで馬鈴薯耕作組合減農薬部会長、26年から29年まで同組合監事、29年に高園実践会長、31年からきたみらい農業協同組合理事としてご活躍されております。

議案第43号、福野26番地、山田恵美子さんでございます。昭和40年11月22日生まれの54歳。平成28年から令和2年1月までメロン振興会会長、平成20年11月から現在まできたみらい農業協同組合燃自・免税軽油事務を勤め、組合員からも厚い信頼を得られている方でございます。

議案第44号、穂波106番地、鎌田勝子さん、昭和30年4月24日、65歳でございます。平成2年6月から訓子府町農業協同組合に就職され、平成15年2月合併によりきたみらい農業協同組合に就職、平成28年3月に同組合を退職しております。平成29

年7月20日から訓子府町農業委員としてご活躍され、現在1期目でございます。

次に、議案第45号でございます。日出106番地2、宮本憲司さんです。昭和28年3月10日生まれの67歳でございます。昭和46年から農業に従事して、平成13年から18年まで水稻耕作組合長、11年から20年まで北見地区共済組合監事、19年から27年まで土地改良区理事、29年7月20日から訓子府町農業委員としてご活躍され、現在1期目でございます。

議案第46号、駒里213番地1、林浩幸さんでございます。昭和35年5月4日生まれ、60歳でございます。昭和58年から農業に従事、平成19年から23年まで訓子府馬鈴薯耕作組合長、平成27年には実践会連絡協議会会長、平成7年から現在までは土地改良区常設委員、平成29年7月20日から訓子府町農業委員としてご活躍され、現在1期目でございます。

議案第47号です。西富289番地、寺町昌恭さんでございます。昭和43年4月25日生まれの52歳でございます。平成13年から農業に従事され、24年から27年まで加工馬鈴薯組合馬鈴薯部会長、24年から28年まで契約馬鈴薯連絡協議会山梨サラダ部会長、平成27年から28年まで南地域加工馬鈴薯部会長、平成29年7月20日から訓子府町農業委員として活躍され、現在1期目でございます。

議案第48号でございます。弥生114番地2の石澤和也さんでございます。昭和35年4月18日生まれの60歳でございます。昭和53年から農業に従事され、19年および平成24年に弥生実践会長、平成26年7月20日から訓子府町農業委員として活躍され、現在2期目でございます。

次のページになりますけど、議案第49号、柏丘138番地10、山本拓志さんでございます。昭和46年3月4日生まれで、現在49歳でございます。平成10年から農業に従事され、平成22年に柏丘実践会総務、令和2年3月から麦作振興会副会長として活躍されております。

議案第50号、穂波258番地、細川孝雄さんです。昭和38年2月20日生まれの57歳でございます。昭和58年から農業に従事され、平成22年から25年まで水稻耕作組合長、23年から土地改良区理事、27年から土地改良区副理事長、23年7月20日から訓子府町農業委員と活躍され、現在3期目でございます。

議案第51号、実郷72番地、佐々木直幸さんでございます。昭和36年12月17日生まれの58歳でございます。昭和57年から農業に従事され、平成24年および令和元年に実郷実践会会長、平成30年に土地改良区常設委員、28年から現在まで運営事業中央地区期成会長としてご活躍されております。

議案第52号、福野337番地15、近藤覚さん、昭和47年1月28日生まれの48歳でございます。経歴につきましては、平成20年から農業に従事され、平成26年から28年まで玉葱振興会理事、31年に福野実践会長、令和元年からは玉葱共同播種集団長としてご活躍をされております。

議案第53号です。清住141番地2、久積隆志さんでございます。33年2月9日生まれの62歳でございます。昭和52年から農業に従事され、平成4年から平成5年まで北見地区玉葱振興会青年部長、平成22年から平成23年まで玉葱振興会監事を務められております。

議案第54号、末広町153番地、川脇健一さんでございます。昭和48年11月10日、46歳、平成6年から農業に従事され、平成26年から平成29年まで甜菜耕作組合理事、平成26年から31年まで麦作振興会理事、26年から31年まで馬鈴薯耕作組合理事、平成28年および令和2年に開盛実践会長として活躍されております。

なお、今回、同意いただく農業委員の任期につきましては、令和2年7月20日から令和5年7月19日でございます。

以上、議案第41号から議案第54号までの農業委員会委員の任命について、ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。議案番号を指定し、1人2回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。お諮りいたします。

議会運営基準の規定に基づき、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

質疑のなかった案件については、一括採決をいたします。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号は、原案のとおり同意することに決定されました。

◎議案第32号、議案第33号、議案第34号

○議長（須河 徹君） この際、日程第18、議案第32号、日程第19、議案第33号、日程第20、議案第34号は、関連する議案なので、一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第32号 令和2年度訓子府町一般会計補正予算（第3号）についての提案理由の説明を求めます。議案書1ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案書の1ページをお開きください。

議案第32号 令和2年度訓子府町一般会計補正予算（第3号）について提案説明をいたします。

令和2年度訓子府町一般会計補正予算については、次に定めるものとし、第1条では、歳入歳出それぞれ1億6,272万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ50億2,981

万2千円としております。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分および金額は、次の2ページにあります第1表歳入歳出補正予算によることを規定しているもので、これについてはご覧いただくこととし、その内容については後ほど4ページ以降の事項別明細書の中で説明をさせていただきます。

第2条では、地方債の補正を明記しておりますが、その内容は3ページの第2表 地方債の補正の表をご覧いただきたいと思っております。

第2表 地方債の補正では、上の表でそれぞれ事業費の増により起債額が変更になった3本の事業で、左側に補正前の限度額を、右側は補正後の限度額を記載しております。

下の表は、今回追加するもので、起債の目的は、消防庁舎建設事業で、起債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりとなっております。

それぞれの事業における起債の増額については、事項別明細書の歳入および歳出の中でその理由等を説明させていただきます。

ここで、11ページにあります地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書をご覧いただきたいと思っております。このことに伴いまして、右端の下から3行目にありますように、令和2年度末の現在高見込額は49億4,834万5千円となっております。

早速、次に、事項別明細書になりますが、まず8ページの歳出の方から先に説明をさせていただきます。

一番上の表、1款、1項、1目、議会費の事業区分、議会運営費の旅費では、新型コロナウイルス感染拡大による道内と道外の行政視察研修を取り止めたことから議員10名分146万9千円の減。

事務局費も、同じ理由で随行職員2名分の旅費29万3千円の減となっております。

次に、真ん中の表の2款、1項、8目、企画費の事業区分、新型コロナウイルス対策事業の負担金、補助及び交付金の経営継続支援事業補助金では、経済的に大きな影響を受けている農業以外の中小企業、小規模企業者、個人事業者を対象に、経営を維持する目的で、令和2年2月から6月までのいずれか1か月の売上が、前年同月比で20%以上減少した場合、減少区分に応じて補助するため3,150万円を計上。

その下の表の3款、2項、1目、児童福祉総務費の事業区分、子育て支援事業の負担金、補助及び交付金では、広域入所の施設型給付費に不足が見込まれることから75万2千円を追加。

次のページの上段、4款、1項、1目、保健衛生総務費の事業区分、地域医療対策事業の報償費では、訓子府クリニックに係る地域医療報償支払い基準の見直しに伴い684万円の追加。

2目、予防費の委託料では、PET-CTがん検診費用助成事業で助成対象者が当初より増える見込から77万円の追加。

3目、環境衛生費の葬斎場維持管理事業の需用費では、葬斎場で使用している高压電力の引き込み線のカバー部に、点検の際、亀裂が発見され緊急的に交換が必要になったことから95万8千円の追加。

その下の表、次のページにまたがりますが、6款、1項、5目、農業基盤整備事業費の事業区分、農業基盤整備事業の負担金、補助及び交付金では、対象事業費の増に伴い負担

金を追加するもので、北海道土地改良事業団連合会負担金では46万7千円の追加。

道営柏丘北地区農地整備事業（一般農道）負担金では151万7千円の追加。

道営訓子府川南地区水利施設等保全高度化事業負担金では197万8千円の追加。

道営山林川地区水利施設整備事業（基幹水利施設整備）負担金では3,765万2千円の追加。

次のページの、北海道水利施設等保全高度化事業負担金では1,029万9千円の減。

道営訓子府北東地区水利施設等保全高度化事業負担金では2,956万3千円の追加。

道営訓子府中央一期地区水利施設等保全高度化事業負担金では382万円の追加。

道営訓子府中央二期地区水利施設等保全高度化事業負担金では505万5千円の追加となります。合わせまして6,975万3千円の追加となっております。

事業区分、下水道事業特別会計繰出金の繰出金では、公共汚水柵設置工事費、備品購入費、個別排水処理浄化槽設置工事費の追加補正に伴い繰出金291万5千円を追加するものです。

その下の、9款、1項、4目、消防施設整備費の事業区分、消防庁舎等建設事業の委託料では、訓子府消防庁舎建設工事設計プロポーザルにより選定された設計業者に業務委託を行うため、基本設計・実施設計・測量、地質調査費として5,100万円を計上。

次に、4ページに戻っていただき、歳入になります。

まず、一番上の表、12款、1項、1目、農林水産業費分担金では、事業量の変更に伴い、各道営水利施設等保全高度化事業の分担金1,192万2千円の追加。

12款、2項、2目、農林水産業費負担金につきましては、町外の市町が負担する事業の変更により1万5千円の追加となっております。

14款、1項、1目、民生費国庫負担金では、子育て支援事業の広域入所の施設型給付費に係る国庫負担金で37万5千円の追加。

14款、2項、1目、総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、これまで4月と5月の臨時議会で議決されました、中小企業特別融資保証料補助金、経営継続支援事業補助金など町独自の新型コロナウイルス対策事業の財源として4,026万円の計上。

15款、1項、1目、民生費道負担金では、子育て支援事業の広域入所の施設型給付費に係る道負担金で18万7千円の追加。

15款、2項、4目、農林水産業費道補助金では、農業競争力基盤強化特別対策事業補助金61万2千円の追加、北海道水利施設等保全高度化事業補助金55万6千円の追加、合わせまして116万8千円の追加です。

15款、3項、2目、農林水産業費委託金では、道営農業農村整備事業監督等の補助監督員の従事単価の増により24万円の追加。

その下の、18款、1項、1目、財政調整基金繰入金では、予算の財源調整として6,092万7千円の追加。

その下の、18款、2項、2目、介護保険特別会計繰入金では、包括支援事業にかかる人件費分の繰り入れが減ったことにより26万8千円の減。

次のページの、21款、1項、2目、農林水産業債では、農業基盤整備の事業費の増に伴い、起債対象限度額が増になったことにより2,180万円の追加。

7目、消防債では、消防庁舎建設事業実施設計にかかる緊急防災・減災事業債と過疎対策債を合わせまして2,610万円を計上。

最後に、配布の資料1の財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）をご覧いただきたいと思いますが、今回の補正予算の結果、一般会計の基金保有高見込みは、右側の下から4行目にありますように34億9,097万5千円となっております。

資料2は、一般会計補正予算に係る投資的事業の資料となっておりますが、今回の補正に伴い、内容が変更になっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、不足の点につきましては、質疑の中で補足させていただきますので、ご審議の上、決定いただきますようよろしくお願いいたします。

あとですね、申し訳ございません。3ページですね、第2表 地方債補正の表ですね、変更と追加とあるんですが、右上にですね、本来ここに括弧して単位、千円を記載すべきだったのが漏れておりますので、追加いただきますようお願いしたいのと、後ですね、差し替えの方させていただきますと思いますので、申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第33号 令和2年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を求めます。議案書12ページです。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） 議案書12ページをお開き願います。

議案第33号 令和2年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、新規採用保健師の配属に伴い、介護支援専門員資格取得にかかる経費と、令和元年度保険給付費および地域支援事業費の確定に伴い、関係する経費を補正するものでございます。

令和2年度訓子府町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるものとし、第1条にありますように509万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億9,179万6千円とするものでございます。

第2項の補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、13ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりですので、ご覧をいただくこととし、その内容につきましては、14ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

まず、14ページの歳入から説明させていただきます。

7款、1項、1目、繰越金ですけれども、このあと歳出の方でも説明いたしますが、令和元年度の精算確定額により、支払基金交付金と国および道からの支出金の返還が生じたので、1節、支払基金交付金繰越金につきましては43万9千円を追加、2節、その他繰越金につきましては、前年度繰越金としまして465万7千円を追加するものでございます。

次に、15ページの歳出でございます。

3款、2項、3目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の補正について、先に説明させていただきます。

こちらは、介護支援専門員資格取得にかかる経費としまして、研修旅費18万8千円を追加、受講手数料としまして1万5千円を新規計上、研修負担金としまして6万5千円を

追加するものでございます。

戻りまして、1目、総合相談支援事業費ですけれども、28節、繰出金です。3目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の増額によりまして、一般会計に繰り出ししていただきます地域包括支援センター職員の人件費への充当分26万8千円を減額するものでございます。

6款、1項、2目、償還金ですけれども、歳入の7款で説明しました令和元年度分として交付されました支払基金交付金と国庫支出金および道支出金の精算額確定により、国庫支出金等返還金としまして509万6千円を追加するものでございます。

以上、令和2年度介護保険特別会計補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第34号 令和2年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を求めます。議案書16ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（渡辺克人君） 議案書16ページをお開きください。

議案第34号 令和2年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

令和2年度訓子府町の下水道事業特別会計補正予算につきましては、次に定めるものとしまして、第1条第1項では、歳入歳出それぞれ1,551万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3,011万3千円とするものです。

第2項では、歳入歳出補正予算の款項の区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、17ページの第1表 歳入歳出予算補正によることを規定しておりますので、これにつきましては、ご覧いただくこととし、その内容につきましては、後ほど18ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

第2条では、地方債の変更について、17ページの第2表 地方債補正によることを規定しており、地方債の補正につきましては、個別排水処理施設整備事業の起債の借入限度額1,370万円を2,380万円に変更するものであり、補正後の起債の方法は、補正前と同じく証書借入で、利率も5%以内であります。

それでは、18ページからの歳入歳出予算補正の事項別明細書について、説明をさせていただきますが、今回の主な補正内容につきましては、公共汚水桝設置戸数が1戸増えたこと、また、個別排水処理浄化槽設置戸数が5戸増えたことに伴う補正でございます。

はじめに、歳入から説明をさせていただきます。

1款、1項、2目、個別排水処理施設整備事業分担金250万円の追加は、浄化槽設置申し込み5戸の増加により受益者分担金を追加するものであります。

4款、1項、1目、一般会計繰入金であります。今回の補正に伴いまして、一般会計からの繰入金を291万5千円追加するものであります。

7款、1項、2目、個別排水処理施設整備事業債につきましては、浄化槽設置申し込み5戸分の事業費の財源として、下水道債660万円、過疎債で350万円の、合わせて1,010万円を追加するものです。

次に、19ページの歳出について、ご説明させていただきます。

1款、2項、下水道管理費の1目、農業集落排水管理費の15節、工事請負費106万

1千円の追加であります。これは、公共汚水柵の設置戸数が当初の2戸から3戸に、1戸増えたことに伴い、工事請負費に不足が生じることから、不足分の106万1千円を追加するものです。

同じく18節、備品購入費の21万1千円の追加であります。これは、穂波にあります、農業集落排水管理センターの濃縮汚泥濃度測定用の水分計が故障し、汚泥搬出時に重量が正確に算出できず、業務に支障が生じることから、新しく購入するため21万1千円を追加するものであります。

2款、1項、下水道事業費の2目、個別排水処理施設整備事業費の15節、工事請負費1,424万3千円の追加であります。これは、個別排水処理浄化槽の設置戸数が当初の4戸から9戸に、5戸増えたことに伴い、工事請負費に不足が生じることから、不足分の1,424万3千円を追加するものでございます。

次に、20ページの表は、地方債の現在高の見込に関する調書であり、今回の補正に伴いまして、令和2年度中起債見込額（C欄）が1,010万円追加の1億4,760万円となり、一番右側の欄、令和2年度末現在高見込額も同じく1,010万円増の5億7,439万1千円となります。

また、別紙資料3になりますが、今回の補正予算にかかります投資的事業の内容を記載しておりますので、後ほどご覧をいただくこととして、説明は省略させていただきます。

以上、令和2年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算の内容につきまして、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 以上で、議案第32号、議案第33号、議案第34号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第21、議案第35号、日程第22、議案第36号、日程第23、議案第37号、日程第24、議案第38号、日程第25、議案第39号、日程第26、議案第40号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第35号 訓子府町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書21ページです。

町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） 議案書21ページ、議案第35号について説明します。

議案第35号 訓子府町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

訓子府町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和63年条例10号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、成年被後見人の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由として不当に差別されないよう、欠格情報等見直し条例の一部を改正しよう

とするもので、このことにより、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正され、成年被後見人の印鑑の登録申請を受けることができることになったことから、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容を説明いたしますので、次の22ページの条例新旧対照表をご覧ください。

第2条第2項第2号の改正について、印鑑登録を受けることができない者の規定でございまして、現行では、成年被後見人と記載しておりますが、これは改正案では、意思能力を有しないものとするものです。

続いて、第3条第3項の改正について、現行は外国人住民の住民票の備考欄に記録されているのを改正では記載に改め、磁気ディスクをもって調製する住民票にあっては、記録されているとする印鑑登録事務処理要領の一部の改正に伴う字句の改正となります。

続いて、第6条では、第1項第4号を改正するもので、先ほど第3条第3号の文言が、ここでは繰り返さないこととなりますから、記載化の部分については削除となります。

21ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するものです。

以上、議案第35号の説明をいたしました。ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第36号 町税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書23ページです。

町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） それでは、議案第36号 町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

町税条例（昭和25年条例第8号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症による緊急対策として特例措置をするため、地方税法の一部を改正する法律が4月30日付けで公布されたことにより、所要の改正をするものでございます。

それでは、記以下について、ご説明させていただきます。

改正条文は、次のページの第24ページとなっておりますが、上段から第1条、中段から第2条を記載しております。

改正条文については、長文かつ複雑でございますので、26ページ以降の町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表により、主な改正点について、ご説明させていただきます。

それでは、第1条による改正を説明します。26ページです。

附則第10条では、固定資産税の課税標準の特例の読み替えを規定しております。認定経営革新等支援機構の認定を受けている中小企業者等に対しまして、その事業者が所有している償却資産、事業用家屋にかかる固定資産税の軽減措置をするもので、収入が令和2年2月から10月までのうち、3か月の売り上げが前年同期期間と比較して所定の減少があった場合、固定資産税の減額をすることの規定と生産性控除特別措置法にかかる先端設備とともに事業用家屋および構築物の特例措置を拡充し、かつ適用期間を令和2年度までだったんですけど、令和4年度までの2年間延長し、そのような規定を追加するものであ

ります。

続いて、第10条の2でございますけども、先ほど説明させていただきました先端設備等とともに該当する事業用家屋および構築物は我が町特例として、3年間税額をゼロにするものでございます。

続いて、附則第15条の2であります。これは軽自動車税の環境性能割の非課税の規定でございます。昨年の10月に消費税が8%から10%になった際、今年の9月30日までに購入した軽自動車に対しまして、1%の軽減特例がありましたが、これを令和3年3月31日までに延長するものでございます。

続いて、附則第19条の8は、新型コロナウイルス感染症の影響により、税の徴収猶予を新設するものでございます。事業収入が前年比20%以上で1か月以上減少している事業者等に対し、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの納期限が到来する地方税について、延滞金を含め1年間徴収猶予ができる規定でございます。

続きまして、附則第27条の2は、新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険税の減免の特例を新設するものでございまして、所定の収入減により減免の要件を満たす保険税が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限の保険税の全部もしくは一部を減免する規定でございます。

続いて、27ページでございます。

第2条による改正を説明させていただきます。

附則第10条と附則第10条の2については、ちょっと法律改正により、条ずれになったものですからの改正でございます。

続きまして、附則第19条の9は、新型コロナウイルス感染症にかかる寄付金税額控除の特例を新設するもので、イベント等が中止になった時に事業者等に支払いしているチケットなど、その払い戻し請求権を放棄したものについて、所定の関係で寄付金税額控除としての特例を設けたものでございます。

附則第19条の10でございます。新型コロナウイルス感染症にかかる住宅借入金等特別税額控除の特例を延長するもので、昨年、消費税が8%から10%になった際、令和2年12月末日までに入居した方については、個人住民税から控除できる期間を3年間延長して13年間と定めたんですけれども、この特例を令和3年12月末日までに入居した方にまで適用するという規定でございます。

議案書25ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は公布の日から施行します。ただし、先ほど説明した第2条の規定については、令和3年1月1日から施行する。

以上、町税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第37号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書28ページです。

町民課長。

○町民課長（元谷隆人君） 議案第37号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

固定資産評価審査委員会条例（昭和26年条例第40号）の一部を改正する条例を次の

ように制定しようとする。

今回の改正は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

それでは、記以下について、ご説明させていただきます。

第6条はですね、第6条第2項の改正は、固定資産評価審査委員会が書面審議を行う場合の規定を定めております。電子情報処理組織を使用し弁明書を提出した場合の規定について、第2項中ですが、行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律が情報通信技術の活用した行政の推進等に関する法律に題名が改称したことに伴い、規定の整理をしたものでございます。

附則でございますけれども、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第37号の説明をいたしました。ご審議いただき、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第38号 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書29ページです。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） 議案書の29ページをお開き願います。

議案第38号 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

訓子府町介護保険条例（平成12年条例第11号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

今回の改正につきましては、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策におきまして、感染症の影響により一定程度収入が下がった第1号被保険者に対しまして、介護保険料の免除等を行えるよう条例整備等について要請されているものでございます。

本町につきましては、保険料の減免措置については、条例に規定されておりますけれども、減免の申請期限を遡及できる規定ではないことから、今回、制定附則に1条を追加し、遡及して減免ができるように改正するもので、対象者・減免要件等につきましては、要綱の方で定めることとしてございます。

それでは、記以下についてでございます。

訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例。

訓子府町介護保険条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第6条の次に次の1条を加える。

第7条としまして、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免の特例としまして、ここに記載してございます一文を追加、申請期限を遡及できるようにするものでございます。

附則ですけれども、この条例は、公布の日から施行し、改正後の訓子府町介護保険条例附則第7条の規定は、令和2年2月1日から適用するものでございます。

以上、議案第38号 訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第39号 橋梁長寿命化穂波橋修繕工事請負契約の締

結についての提案理由の説明を求めます。議案書30ページです。

建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） 議案第39号の提案説明を申し上げます。議案書30ページをお開きください。

議案第39号 橋梁長寿命化穂波橋修繕工事請負契約の締結について。

次により工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第31号）第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

記としまして、工事名は、橋梁長寿命化穂波橋修繕工事であります。

契約の相手方につきましては、3社による指名競争入札の結果、久島工業株式会社 代表取締役 久島正之氏で、契約金額は5,335万円でございます。

なお、予定価格につきましては5,451万6千円ございました。

工事の概要につきましては、橋梁修繕、上部工一式でございます。内訳としましては、舗装打換工、橋面防水工、伸縮装置取替工ほかとなっております。

工期につきましては、令和3年1月29日までとしております。

以上、議案第39号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第40号 農業集落排水施設機器更新工事請負契約の締結についての提案理由の説明を求めます。議案書31ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（渡辺克人君） 議案第40号の提案説明を申し上げます。議案書31ページをお開きください。

議案第40号 農業集落排水施設機器更新工事請負契約の締結について。

次により工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第31号）第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

記としまして、工事名は、農業集落排水施設機器更新工事であります。

契約の相手方につきましては、三つの経常建設共同企業体による指名競争入札の結果、天内・久島経常建設共同企業体 代表者 天内工業株式会社 代表取締役 伊藤嘉高氏で、契約金額は2億1,972万5千円でございます。

なお、予定価格につきましては2億2,344万3千円ございました。

工事の概要につきましては、穂波にあります訓子府町農業集落排水管理センターおよび実郷にあります末広地区農業集落排水処理センターの機器更新でございます。

内訳としましては、機械設備1式、電気設備1式となっております。

工期につきましては、令和3年3月12日までとしております。

以上、議案第40号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号の各案に対する提案理由の説明が終了いたしました。

◎議事日程の変更

○議長（須河 徹君） ここで議事について、議会運営委員長ならびに副議長と協議のため、暫時休憩といたします。10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時50分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長ならびに副議長と協議の結果、これより日程の順序を変更し、日程第28、報告第4号、日程第29、報告第5号、日程第30、報告第6号、日程第31、報告第7号、日程第32、報告第8号を先に審議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第28、報告第4号、日程第29、報告第5号、日程第30、報告第6号、日程第31、報告第7号、日程第32、報告第8号を先に審議することに決定しました。

◎報告第4号

○議長（須河 徹君） 日程第28、報告第4号 訓子府町国民保護計画の一部変更についてを議題といたします。議案書39ページです。

提出者からの報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 訓子府町国民保護計画の一部変更についてご説明いたしますので議案書39ページをお開き願います。

報告第4号 訓子府町国民保護計画の一部変更について。

武力攻撃事態等における国民の保護のための推進に関する法律（平成16年法律第112号）第35条第8項の規定に基づき、訓子府町国民保護計画の一部を変更するため、同条第5項による北海道知事との協議が終了し、別冊のとおり変更いたしましたので、同条第6項の規定により報告するものです。

一部変更につきましては、国の基本方針、北海道国民保護計画の一部変更が中心となっております。

特徴的なものとして「緊急情報ネットワークシステム（エムネット）」と「全国瞬時警報システム（ジェイアラート）」の情報伝達手段が追記となっております。NBC核や科学物質などの攻撃等を想定した事態も記載をしております。そのほか、災害対策基本法での「災害時要援護者」から「避難行動要支援者」などの改正に伴い整理をしております。避難実施要領の策定では、大規模集客施設、本町で言えばシティなどとも連携した対策について新設をし、運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等では、町の実態に合わ

せた輸送力だけに修正などを行ってございます。

なお、本町計画の一部変更にあたりましては、国、北海道、自衛隊、本町職員のほか日本郵便株式会社、東日本電信電話株式会社北海道支店の指定公共機関の職員のほか有識者として消防団長、町内会、実践会連協会長、防犯協会会長など、18名で組織する訓子府町国民保護協議会を昨年、開催し、審議をいただきました。4月には北海道との協議が整ったものでございます。

議案に戻りますけれども、議案書の40ページから46ページにつきましては、新旧対照表を掲載をしております。右に現行計画、左に変更計画、左端には計画書の項目とページ数を記載してございます。

別冊で計画書を配付してございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、報告第4号 訓子府町国民保護計画の一部変更について、報告をさせていただきました。

○議長（須河 徹君） 以上で、本報告を終わります。

◎報告第5号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第29、報告第5号 繰越明許費繰越計算書の提出について（令和元年度訓子府町一般会計予算）を議題といたします。議案書47ページです。

提出者からの報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案書47ページになります。

報告第5号 繰越明許費繰越計算書の提出について（令和元年度訓子府町一般会計予算）についてご説明申し上げます。

令和元年度訓子府町一般会計予算の繰越明許費について、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページの繰越計算書により、その内容を説明いたしますので48ページをご覧くださいと思います。

今回、繰り越した事業は、令和元年度補正予算により追加された事業であり、繰り越した総額が77万円となっております。

事業の内訳につきましては、第1回定例議会の予算の中で説明させていただいておりますが、あらためてその概要を簡単に説明をさせていただきます。

9款、1項、4目、消防施設整備事業費の消防庁舎等建設事業は、令和元年度予算として補正させていただいておりますが、消防庁舎等建設についてプロポーザルにより技術的提案を受けるため業者に委託するものですが、事業が完了しないことから77万円を繰り越すものでございます。

以上、報告第5号 繰越明許費繰越計算書の提出についての報告をさせていただきました。

○議長（須河 徹君） 以上で、本報告を終わります。

◎報告第6号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第30、報告第6号 令和元年度における訓子府町ふ

るさとおもいやり 寄付金等の運用状況についてを議題といたします。議案書 49 ページです。

提出者からの報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 報告第 6 号について、報告いたします。議案書 49 ページをお開きください。

報告第 6 号 令和元年度における訓子府町ふるさとおもいやり 寄付金等の運用状況について。

訓子府町ふるさとおもいやり 寄付金条例（平成 20 年条例第 8 号）第 10 条の規定により、令和元年度における訓子府町ふるさとおもいやり 寄付金等の運用状況について、次のとおり報告するものでございます。

運用状況につきましては、次の 50 ページに掲載しておりますのでご覧いただきたいと思っております。

1. 報告の対象となる期間は、平成 31 年 4 月 1 日から本年 3 月 31 日までの、令和元年度中の 1 年間でございます。

2. 寄付の状況ですけれども、(1) では事業別寄付状況、(2) では寄付者の居住地別寄付件数を掲載しております。

(1) の事業別寄付件数、口数、寄付金額はご覧のとおりですが、寄付件数の合計では対前年度 16.3% の減の 2,023 件となっており、寄付金は 5% 増の 2,792 万円のご寄付をいただきました。

(2) の地域別寄付件数につきましては、93% が道外、北海道以外からのもので、そのうち 74% が関東、関西圏からの方の寄付となっております。

次に、3. の基金の状況についてでございますが、年度当初の基金保有額が 7,322 万 8 千円、積立額は元年度中の寄付金額と利子分 6 千円を加えまして 2,792 万 6 千円、年度中に取り崩した額が 1,000 万円、これにより年度末保有額が 9,115 万 4 千円、前年度より 1,792 万 6 千円の増額となっております。

4. 基金の活用（取崩）状況ですが、寄付者の意向に沿って、元年度中の寄付金と過年度分とを合わせまして 1,000 万円を令和元年度実施の記載の事業財源として活用させていただいております。

以上、報告第 6 号 令和元年度における訓子府町ふるさとおもいやり 寄付金等の運用状況について報告をさせていただきました。

なお、この報告内容につきましては、ホームページにも掲載をさせていただいております。

○議長（須河 徹君） 以上で、本報告を終わります。

◎報告第 7 号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第 31、報告第 7 号 教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告についてを議題といたします。議案書 51 ページです。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（山内啓伸君） それでは、ご報告申し上げます。議案書 51 ページをお

開き願います。

報告第7号 教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告について。

教育委員会から活動状況に関する点検・評価報告について、次のとおり報告があった。

令和2年6月9日提出

訓子府町議会議長 須河 徹

令和元年度訓子府町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づき、令和元年度訓子府町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告を次のとおり報告します。

記

別 冊

なお、別冊の活動状況に関する点検・評価報告書ではありますが、事前に議員ならびに説明員の皆さまに配布させていただいておりますので、説明については省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 以上で、本報告を終わります。

◎報告第8号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第32、報告第8号 出納検査結果報告についてを議題といたします。議案書52ページです。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（山内啓伸君） 議案書の52ページをお開き願います。

報告第8号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

令和2年6月9日提出

訓子府町議会議長 須河 徹

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、令和2年4月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 須河 徹 様

令和2年4月10日

訓子府町監査委員 平塚 晴康

訓子府町監査委員 河端 芳恵

次の53ページから55ページにつきましては、説明を省略させていただきまして、56ページをお開き願います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、令和2年5月11日町会計管

理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 須河 徹 様

令和2年5月11日

訓子府町監査委員 平塚 晴康

訓子府町監査委員 河端 芳恵

次の57ページから61ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきまして、62ページをお開き願います。

本日追加で配付させていただきました6月分の出納検査結果報告であります。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、令和2年6月8日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 須河 徹 様

令和2年6月8日

訓子府町監査委員 平塚 晴康

訓子府町監査委員 河端 芳恵

次のページの63ページから65ページにつきましても、前の2件と同様、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 以上で、本報告を終わります。

ここで昼食のため、休憩といたします。

午後は1時から一般質問がございますので、ご参集願います。

休憩 午前11時 5分

再開 午後 1時00分

○議長（須河 徹君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

マスクについては、発言者におかれましては、マスクを取り外しての発言を許しますので、マスクを外して発言して結構です。

◎一般質問

○議長（須河 徹君） 日程第27、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含めて、議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問、答弁されますように希望いたします。

それでは一般質問の発言を許します。

2番、泉愉美君の発言を許します。

泉愉美君。

○2番（泉 愉美君） 2番、泉です。通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

健康寿命を延ばす取り組みについて。

訓子府町では、高齢化率38%を超え、いつまでも健康に暮らすことは誰もが望む幸せであると考えます。新型コロナウイルス感染症の流行が続き、日頃から健康であることの大切さについては意識が高まっているところです。

そこで、町民の健康に関わる町のこれまでの取り組みと今後の課題について伺います。

一つ、各種健診の受診状況と、受診率向上のための取り組みは。

また、新型コロナウイルス感染症の流行で外出自粛が求められる中、保護者の不安などから乳幼児の健診や予防接種を受けられなかった等の影響、それに関する相談はなかったか。

二つ、「80歳になっても20本以上の自分の歯を保とう」という^{はちまるにいまる}8020運動は、充実した食生活を送り続けるために推進され普及してきましたが、本町の予防歯科の取り組みについて。

三つ、我が町では、いきいき百歳体操の参加者が増え、元気な体づくりの意識の向上が見られるが、おとな向け健康遊具を導入する考えはないか。

以上、町長に伺います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「健康寿命を延ばす取り組みについて」3点のお尋ねをいただきました。

1点目に、各種健診の受診状況と受診率向上のための取り組みは。また、感染症の流行により乳幼児の健診や予防接種を受けられなかったなどの影響、それに関する相談はなかったかのお尋ねがございました。

各種健診の受診率は、まず特定健診の受診率が直近の数値で、平成29年度41.9%、平成30年度43.1%と目標の60%にはなかなか到達できない状況です。後期高齢者健康診査では、平成30年度74人、令和元年度95人の受診者数で、町民健診では、平成30年度37人、令和元年度42人の受診者数です。がん検診の受診者は、胃が平成30年度415人、令和元年度460人、肺が平成30年度501人、令和元年度576人、大腸が平成30年度524人、令和元年度573人、子宮が平成30年度157人、令和元年度140人、乳が平成30年度137人、令和元年度102人、前立腺が平成30年度181人、令和元年度166人であり、増加または横ばいとなっていますが、乳がん検診においては新型コロナウイルス感染症の影響で、3月に予定していた検診が中止となっております。

また、受診率向上の取り組みでは、これまで意向調査を実施し、未受診の理由を把握するほか、誕生検診による健診料金の無料化、JA組合員への受診勧奨をJAきたみらいと連携し実施し、過去の受診者には電話やはがきによる受診勧奨を実施しています。

今年度からはこれまでの取り組みに合わせて、人工知能を使った「特定健診受診率向上支援共同事業」を委託して、5%の受診率向上を目指します。

次に、感染症の流行による乳幼児健診等への影響などに関しては、3か月健診と9か月健診は、小児科病院での実施となりますが、この期間中病院は通常に開院されておりましたので、大きな影響はなく実施されております。

また、町で3月と6月に実施している1歳6か月健診と3歳児健診は、感染予防の観点から3密を避けるため集団健診の形から個別の健康相談に変更し実施しております。

麻しんや風しん、BCGなどの各種予防接種につきましては、町内の医療機関に委託して実施しており、町内の病院は通常に開院されておりましたので、大きな影響はなく実施されておりました。

また、一部慢性疾患等の予防接種者につきましては、委託している北見赤十字病院の受け入れ制限期間中、医師の指示により地元の病院で接種を行っております。

健診や予防接種の相談につきましては、予防接種を受けられるのかとの問い合わせは数件ありましたが、病院の混み具合を確認してから受診してもらうなど、大きな影響はありませんでした。

2点目に『80歳になっても20本以上の自分の歯を保とう』という8020運動は、充実した食生活を送り続けるために推進され普及してきましたが、本町の予防歯科の取り組みについて」とのお尋ねがございました。

いつまでも自分の歯で自分の口から食事をとることは、全身の栄養状態を良好に保ち、健康長寿のために非常に大切なことです。

町の歯科保健の取り組みとしましては、妊産婦を含め、生まれてから亡くなるまでの生涯にわたり健康な歯を保つため、歯科保健事業を推進しています。妊娠期、離乳食期からの歯のケアについて、母親教室や離乳食教室で歯科衛生士による歯科講話や個別のブラッシング指導の実施、幼児健診では歯科医師による歯科検診と歯科衛生士による歯磨き指導、2歳児健康相談では歯科相談を実施しています。

また、1歳6か月児からはフッ素塗布事業、こども園、小学校におけるフッ化物洗口、小学生を対象に虫歯予防教室を実施し、乳幼児期、学童期からの歯磨き習慣の重要性の周知と学習の機会を提供しています。

成人から高齢期においては、正しい口腔ケアの方法の周知、普及啓発のために、集団健診での歯科衛生士による個別歯科相談を実施しています。歯周病予防のための正しいセルフケアについて、ブラッシング指導も個別に実施しています。健康教育事業としては、口腔ケアやオーラルフレイルの予防についての歯科講話を自治会、老人クラブ、高齢者等の自主活動サークル等で実施しています。

3点目に「我が町ではいきいき百歳体操の参加者が増え、元気な体づくりの意識の向上が見られるが、おとな向け健康遊具を導入する考えはないか」とのお尋ねがございました。

屋内では、健康遊具と言って良いのかわかりませんが、総合福祉センター内の健康増進室に、足つばを刺激する「健康遊歩道」がありますし、スポーツセンターのクライミングウォールや広い意味ではウォーキングスペースも含まれるのではないかと考えています。

また、屋外ではレクリエーション公園に、若干の健康遊具を設置しているところです。

現時点では現状のままと考えておりますが、そういった要望が多くなれば、将来的に健康遊具の充実を検討したいと思います。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますよう

よろしくお願いたします。

○議長（須河 徹君） 泉議員。

○2番（泉 愉美君） いくつか再質問をさせていただきたいと思います。

まず、健診についてですけれども、細かくがん検診の受診の数などを今お知らせいただきましたけれども、大体は受診の数が増えているなという印象を受けましたので、いい方向に向かっているのかなと思いました。昨年の特定健診の受診率も43.1%ということで、数年前から受診率、向上してきていて、これは町民の皆さんの健康意識の向上、高まりと職員の皆さんの努力によるものなのかなというふうに感じておりました。国の目標の60%まではもう一段階の取り組みが必要かと思ひまして、私もちょっと調べてみたんですけども、北海道の受診率は全国的に見ても低くて、30%に届かずにいるようでした。一方で60%を超えているという自治体も北海道には13市町村ありまして、近いところでは陸別町の71.3%という数字がみられました。陸別町では10年ほど前は30%程度だったようなんですけども、これは受診料を無料化したということと保健師さんが自宅を訪問して健診の必要性を説明しながら信頼関係を築いてきたという地道な取り組みが受診率の倍増につながったそうです。訓子府には訓子府のあったやり方があると思いますし、今回新たにAIの人工診断も始めるということなので、よい結果が出てくればいいなというふうに期待したいと思います。

がん検診については、種類によっていろいろばらつきがあったようなんですけども、例えば、胃がん検診だとバリウムを飲むのがつらいとか、婦人科検診だと痛みが伴うから毎年でなくてもいいんじゃないかとかっていうふうに私なんかも思ってしまうんですけども、こうなんか、危機感をあおるといふか、必要性がしっかりと伝わるような方法でないで毎年続けて受診してもらえないんじゃないかというふうに感じたところでした。

今回、6月の広報に健診のお知らせが入っていたので見させてもらったんですけど、一覧になっていて、わかりやすいのはわかりやすかったんですけど、受けなきゃいけないっていうようなインパクトにはちょっと足りなかったような気がしてました。今年はコロナの影響もありますので、ちょっと控え目になっているのかなとも思ったんですけど、広報とかホームページ、チラシなどだけじゃなくて、訓子府には地域担当職員がいるので、地域の行事なんか顔を出した時にPRしたり、お誘いするっていうのも方法の一つかと思ひますけど、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 広報ですよ、広報活動がもっと必要ではないかということで地域担当職員などが訪問の際に声掛けをすることも必要でないかというご質問だったかと思ひます。地域担当が今、訪問しているところは、主にひとり暮らしの高齢者だとか2人以上の75歳以上の世帯、そういったところをまわっておりますので、地域担当職員が今やるっていうことには、将来どうなるかはわかんないですけども、今やるっていう段階ではないかなと思ひしております。そのほかに各自治会では健康推進員という方がおられて、昔は健診の取りまとめもしていただいていたようなんですけども、個人情報保護の問題もありますので、今はそういう方たちに健康について学んでいただいて、そしてそれぞれの地域にかえって健診の必要性だとか、そういったことを何かの機会に触れていただいている状況です。

○議長（須河 徹君） 泉議員。

○2番（泉 愉美君） わかりました。健康推進委員の方も、そうですね、最近そういえば見かけないと思ったらそうでしたね、でもできるだけ積極的な方法でたくさんの方が健診を受けられるようなことを考えていただきたいなと思います。今年はコロナの影響で6月の健診が中止になりまして、後半に集中するのかなという心配もあると思いますけれども、なるべく密にならないように配慮していただきながら、受けたかったのに受けられなかったということのないように願っています。

それと健康意識の向上の観点からもう1点なんですけれども、健康ポイント制ですか、自治体向け健康アプリなんかを導入している自治体もあると思いますけれども、訓子府町では、そのようなことは考えていらっしゃいますか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 実は、健康ポイントについては、オホーツクカードとの連携について協議してきた実態がございます。しかし、オホーツクカードの方も訓子府町が事務局を担うということになったばかりということもありますし、また通信環境が整っていない。それと毎月の使用料、利用料金が少し割高ということもありまして、そちらの方はちょっと話が中断されているような状況ですので、福祉保健課として健康増進係、それと高齢者支援係、そういったところの事業と、あと社会教育課もどうするかという話はあるんですけど、現段階では福祉保健課の内部で独自の健康ポイントを作ってはどうかという検討をしているところであります。アプリについては、妊産婦からのアプリについて、今年始めたところなんですけれども、お子さまのアプリですね、大人向けについては、またこれからの検討課題かと思っております。

○議長（須河 徹君） 泉議員。

○2番（泉 愉美君） 需要にもよるとは思いますし、先進事例もたくさんあると思いますので、そういうのを参考にいただきながら考えてほしいなと思っています。

それとコロナの影響で乳幼児の健診や予防接種については、大きな影響はなかったということでしたので、ちょっと安心していいのかなと思ったんですけど、昨日、実は北海道のニュースで、まさにこの話題が出ていまして、赤ちゃんの予防接種、北海道でいつもは月ごとの接種率が大体77%ぐらいなんだそうですが、コロナが流行しているここ数か月間の平均は53%ということで、間違いなく影響が出ているという話を聞きました。訓子府町に関してはどうかわかんないんですけど、予防接種は決まった時期を逃すと効果が得られなかったり、別な病気にかかったりという怖いことも潜んでますし、コロナが完全に収束するまで、この後も注意深く、こんなようなケースがないか見ていただいて相談業務にあたってほしいなと思っています。

それから二つ目の予防歯科の取り組みのことなんですけれども、子どものお口の健康に関してはとても充実していて、本町ではフッ素塗布、あと学校のフッ化物洗口などもしていただいていますので、親としてもとてもありがたいことだなと思っています。この歯を大切にする習慣が年を重ねても自分の歯を保つということにつながっていくと思いますので、続けてほしいと思っていますが、平成25年からこのフッ化物洗口始まったと思いますけれども、成果はそろそろ数字として目に見えてきているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 学校での関係でのフッ化物洗口なんで私からお答えさせていただきます。平成25年度から小学校とこども園でフッ化物洗口をはじめまして、今、大体受診率が90%近くの受診を行っているところで、その後の、平成30年度のう歯率というか虫歯の率を申し上げますと、中学校1年生、12歳児での統計があるんですけど、それでいくと訓子府町でいえば平成30年度で0.73本で、全道でいけば1.2本、全国で0.74本ですから、全国並みの虫歯ということで、北海道よりは大きく虫歯の数が少ないというところで、その辺はフッ化物洗口の効果があるのではないかというふうに教育委員会としても思っているようなところでございます。

○議長（須河 徹君） 泉議員。

○2番（泉 愉美君） 訓子府の子どもは虫歯が少ないなんていうデータがはっきり出てくるとうれしなと思っていたので、このまま続けてほしいなと思いました。

そして、一方、大人はどうかと思って、健康増進計画のデータを見せてもらいましたところ、自主的に歯の定期健診を年に1回以上受けているという方は3割に満たないようでした。これは忙しかったり、面倒だったり、痛みが出なかったりしたら、ついつい後回しになってしまうのかな、なんていうふうに思っていたんですけど、町では、先ほど町長おっしゃっていたように集団検診のときに無料で歯科相談を行っていて、私も昨年はじめて受けさせてもらいまして、自分では毎日きちんと磨いているつもりでも実はあんまりできていなかったということで、専門家の指導というのは本当に大事だなというふうに思ったところでした。この無料の歯科相談は平成23年から希望者に実施されているということなんですけれども、成果はどのように捉えていらっしゃるんですか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 歯科検診ということでお医者さんによる検診ではなくて、歯磨きの指導とか、歯科衛生士による、そういった指導になりますので、結果というのところでは、成果が出るというものでは現在のところありませんのでご了解いただきたいと思えます。

○議長（須河 徹君） 泉議員。

○2番（泉 愉美君） わかりました。大人になって歯磨きの仕方を教えてもらうのって、ちょっとはずかしかったりするんですけども、なかなかない、いい機会ですので、多くの方に受けてもらえるようにしてもらいたいなと思いました。訓子府町には歯医者さんが2軒ありまして、これは充実した環境といえるんじゃないかと思えます。お口の健康は口の中だけに収まらずに、糖尿病や心臓病などの怖い病気と強く関係しているということもわかってきましたので、町として歯の定期健診を推奨して助成するような事業があってもいいんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 先ほどの質問で希望者に対する歯科指導ですね、それにつきまして、ちょっと答え足りなかったのかなと思ひまして、補足させていただきたいんですけれども、希望される方、健診の時に希望される方にはもちろん歯科衛生士による歯科の指導を受けていただくほか、あと老人クラブや、そういった健康に関するサークル活動をされている方のところに年間とりまとめをしたりしておりますので、要望があれば、そちらに出向いて歯科衛生士が出向いて講習をしているというのが現状でございます。

そして、今のご質問ですけれども、大人になって、本来であれば歯科医に直接、半年に1回とか、歯科医が決めたサイクルで、虫歯でなくても歯科相談といいますか、歯を見ていただいて、今の状態がどういう状態なのか、それとかブラッシングの仕方、そういった指導を本来は受けるべきだと思っております。個人的なことになりますけれども、私もそのようにしております。しかし、これは保険の適用になりますので、一部負担金がかかりますので、そういった一部負担金を無料化するというような話については非常にいい提案だなと個人的には思いますので、これから内部で検討させていただきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 泉議員。

○2番（泉 愉美君） 町によっては、町内の歯科医院に委託して自己負担500円とか千円とかっていうふうにしてやっているところもあるようですので、ぜひ町の健康業務に取り入れていただきたいなと思っております。

先日、新聞にも大きく出てたんですけど、今ちょうど6月4日の虫歯の日から1週間、6月10日までの間、歯と口の健康週間というのをやっているみたいなんですけど、今年はやらないにしても、そういうのに時期を合わせて町民の皆さんの意識付けを高めるために健康講座などをするのも方法じゃないかなというふうに思っていました。

次に、三つ目のおとな向け健康遊具の導入についてなんですけれども、先ほど町長おっしゃったように、うららの健康増進室ですとか、スポーツセンターのトレーニングルームなどの利用者も多いかと思っておりますけれども、普段運動してないと施設の利用というのは、なかなか敷居が高いという方もいらっしゃるしまして、私のイメージは外にあって、広場とか公園に設置するもので、踏板上り下りするものとか、ぶら下がって背筋を伸ばすものとか、気軽に遊び感覚で高齢者でもできるようなものがあるのかなと思っております。これは日頃の運動不足の解消にもなりますし、高齢者の閉じこもりの対策としても有効なんじゃないかというふうに思っています。去年、議会報告会の時に町民の皆さんからいただいたご意見の中にも高齢者がふらっと集まれるような場所がほしいという話もあったりしましたし、今、町民の3分の1以上は高齢者という時代になってきていますので、どこか、少しあるっていうお話でしたよね、レクリエーション公園に少しあるというお話でしたけれども、訓子府の中心部のあたりに多くの人歩いて集まれるようなところにおとな向けの公園のようなものがあればいいなと思ってました。高齢者は特に健康意識も高いですし、健診の受診率もいいと思います。訓子府では百歳体操とか健康教室の参加も多いですから、地域のコミュニティの観点からもこれから求められる形ではないかと思いましたが、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 屋内ではなくて屋外に健康遊具とか、特にまちの中心部にあった方がいいのではないかって、そういったところがコミュニティの核といいますか、そういう中心になるのではないかというご提案でございます。ただ、まちの中となりますと、まちで作れるのは、公園関係になりますので、福祉保健課のみで検討できるものではございませんので、今後、他課とも協議しながら、検討をしていきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） ただいま、ご質問あったようにですね、身近な、例えば公園、広場、そういった気軽に使えて健康や体力づくりができるという点で健康遊具の効果とい

いますか、あると考えております。今後、公園遊具や休憩ベンチなどですね、またそういったものを更新していく際に管理面も考えながら、その辺も考慮した中で健康遊具を取り入れていくことも検討してまいりたいと思います。

それとあわせて例えばそういうコミュニティっていいですかね、各地域で集まれるようなところがあれば、地域で例えばそういったものを整備したいとか、そういったことがあれば町の方でもコミュニティ関連の助成制度もございますので、そういったことで対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 泉議員。

○2番（泉 愉美君） 健康遊具って私も調べてみたら、一つ一つってそんなに大きくなって場所とらないので、今ある公園の一部に配置することも可能なんじゃないかと思ってました。

まとめになりますけれども、訓子府町ではぴんぴんころりの活動とか、健康講座などのよい取り組みが多いので、これを広く町民の皆さんに知ってもらおうということで、もう一工夫していただきたいなと思っているのと、今は新型コロナウイルスの影響でさまざまなことが中止して停滞しているという状況ではありますが、人もまちも元気を失わないように、町長いつもおっしゃる「いつまでも健康に暮らせるまちづくり」を目指して取り組んでいただきたいと思います。

町長から最後に何かあればお願いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

あと1分です。

○町長（菊池一春君） 簡単に、まず歯のことからいきますと、北大の歯学部で虫歯の疾患率が高いのは何かというと、やっぱり地域や家庭での関心のなさが最大の要因だというふうに過去にはよく言われていました。訓子府町がもう非常に歯科衛生士たちの力を借りながら、保健師とも一緒になって健康増進を中心に学校教育の協力も得て、虫歯の疾患が非常に少なくなったというのはもう画期的なことじゃないかなと僕は思っています。これはね、今後ね、やっぱりフッ素塗布がいいかどうかって議論もありますけども、やっぱりこれからもさらに強硬に進めていかなきゃいけない。

それから新たな動きとしては、特別養護老人ホームで口腔ケアの歯医者を招いてですね、非常によく咀嚼力の強化とかですね、こういったことも北見歯科医師会の会長なんかも来てですね、本当に定期的にやっておられる。こういった結果も高齢の介護の予防にとっても大変な成果が出ているということもございますので、泉議員がおっしゃるように、あらためてそういう関心を持たせながら、一つの啓蒙活動や、一緒になって地域の中でやっていくというような実践をしていかなきゃいけないなと思いますので、参考にさせていただきたい。

それから、健康遊具の関係です。率直に言ってね、どんなものなのかっていうイメージ、僕も含めてわからなかった。だからあらためて、どういうものがあるのかっていうことも含めてですね、勉強させていただきたいと思いますので、これから一緒になって考えていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（須河 徹君） 泉愉美君の質問が終わりました。

次は、5番、河端芳恵君の発言を許します。

河端芳恵君。

○5番（河端芳恵君） 5番、河端です。通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

今定例会では、私を含め5人が新型コロナウイルス感染症に関する質問を行います。今までにこのような事例はなかったと思いますが、今、全町民が一番不安に思っていて関心をもっていることなので、それぞれ違った観点から質問しますので、よろしくお願いいたします。

学校現場における新型コロナウイルス感染症対策について、教育長に伺います。

新型コロナウイルスの感染が世界的な規模で広がり、終息の目途が立たない中で、子どもたちは先の見えない不安な日々を送っています。

突然の一斉休校で学校現場では、子どもたちの安全を守りながらカリキュラムをどう進めていくかなど、教職員の方たちの負担は大きくなっていることと思います。

今までの休校による学習の遅れを取り戻すために、夏休みの短縮なども検討されている市町村もあるようです。そうなると一番暑い時季に登校しなければならないことにもなります。

北海道でも年々30度を超える真夏日が増えてきています。マスクを着けての活動を強いられている子どもたちが熱中症などにかからないためにも新たな暑さ対策が必要だと思います。

1、子どもたちの学校生活を守るためにも、健康維持のためにもクーラーなどの設置を検討すべきではないかと思いますが、どのように考えていますか。

2、新型コロナウイルスは長期化が予想されており、リモート学習などを検討している学校も出てきているようですが、パソコンの確保などのハード面と、教材作成などのソフト面で多くの課題があるかと思いますが、どのように考えていますか。

以上、伺います。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「学校現場における新型コロナウイルス感染症対策について」2点のお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染症拡大防止対策にかかる学校現場の対応といたしましては、2月26日の北海道知事からの臨時休校の要請を受け、2月27日から春休みまでの間、集団感染の拡大防止対策を講じるため、道内の小中学校、高等学校が一斉に臨時休校の措置を行ってまいりました。

4月の新学期に入り一時学校は再開されましたが新型コロナウイルス感染の全国的拡大により、5月末まで再び臨時休校となったところです。このように3か月余りの長期間にわたり、学校再開と臨時休校の延長、さらには分散登校を繰り返してまいりましたが、6月1日から学校が再開となり、保護者や地域、学校関係者、何よりも子どもたちが友達や先生との再会を一番に喜んでいるものと思います。

まずは、1点目の「子どもたちの学校生活、健康維持のためにもクーラーなどの設置を検討すべき」とのお尋ねがございました。

学校の教育活動を再開するにあたり、こまめな手洗いや咳エチケット、換気をはじめ「3つの密」を回避するなどの基本的な感染予防対策を徹底していくこととしております。

しかし、弊害として、これから気温の上昇と多湿の時期を迎えることから、マスクの着用により熱中症などによる健康管理や学習環境の低下も懸念されているところであり、また、新学期からの2か月余りの臨時休校により授業時数の不足を補うため、夏季休業中などに登校日を設定することも検討していかなければならない状況にもあります。

子どもたちの学びの環境を整え、安心して教育活動を進めていけるよう十分配慮していくことが必要と考えているところですが、各学校の普通教室等にエアコンを設置することについては、各学校の電気設備容量や学校の構造、老朽化の問題、さらには財源の確保など、総合的に検討していかなければならず、まず優先すべきは、子どもたちの健康管理のために保健室などの個別の部屋にエアコン整備の検討が必要と考えております。

今年の夏季期間については、大型扇風機を稼働させ各教室の換気を徹底し、授業時間や内容の工夫、学校内の教室や公共施設の活用、子どもたちにこまめな水分補給や保冷グッズなどの活用を図りながら、子どもたちの学習環境づくりに努めてまいります。

2点目の「新型コロナウイルスは長期化しており、リモート学習などを検討しているようだが、パソコンの確保などのハード面と教材作成などのソフト面での多くの課題があると思うが」とのお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染拡大防止から、全国の小中学校、高等学校などが臨時休校の措置をとり、休校期間が長期化するにつれ、学習の遅れに対する児童生徒、保護者、学校関係者の心配は日々募っていた状況にありました。一方で、さまざまな分野、地域において、テレワークやウェブ会議、オンライン学習が進むなど、先進的な取り組みが活発化し、その利便性や操作性の理解も進んだ現状にあると言えます。

国では、これより前の令和元年度に、教育におけるICT環境を整備するため、GIGAスクール構想を打ち出し、子どもたち1人1台の端末整備と高速大容量通信ネットワークを一体的に整備する方針が示されたところです。

このGIGAスクール構想は、あくまで児童生徒が学校内での学習活動に活用することを目的としていたものですが、国では、再び新型コロナウイルス感染拡大に伴い学校が休校した場合、学習の遅れなどの影響を最小限にとどめるため、GIGAスクール構想を加速化させ、令和2年度に子どもたち1人1台の端末整備と高速大容量通信ネットワークを整備し、児童生徒の在宅でのパソコン等を用いた学習環境を整える前倒しの方針が示されました。

このような状況から、本町においても子どもたちの多様な学びの環境づくりのために、GIGAスクール構想の導入を検討しているところです。

お尋ねのありましたパソコン等の端末の確保については、現在、国において全国の必要台数の調査を終え、この調査に基づき各メーカーに情報の提供を行うものと聞いております。

このGIGAスクール構想は、全国の各市町村が同じスタートラインに並んでいる状況にあり、希望するメーカーの機種が年度末に納入される見通しについては、現在のところ不透明なものと感じているところです。

また、教材の作成などのソフト面については、リモート学習での手法として、教職員自ら教材を作成したものや、授業等を児童生徒に配信する手法などのほか、関係機関や教材メーカーなどの学習支援サイトの教材の利用、ウェブ会議を活用したオンライン授業など、

新型コロナウイルス感染の長期化が予想される中で、さまざまな手法を複合的に用いて、子どもたちのICTを活用した学習環境の整備を検討していかなければならないと考えております。

以上、お尋ねのありました2点について、お答えをさせていただきましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 河端議員。

○5番（河端芳恵君） 今、お答えいただきましたが、何点か質問させていただきます。

今、朝、登校時、健康チェックなどはどのようにされていますか。それで健康状態を確認して子どもたちを受け入れるとか、何かそういう前段でそういうことをされていますか。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） 今、朝の子どもたちの健康状態のチェックについてのお尋ねがございました。一応学校の方からはですね、子どもたちに朝、検温をして学校に登校して学校に登校してくださいよというようなことでの指導をさせていただいてますし、健康チェック表みたいなものに記入をいただいてということと、それから、咳が出たり、それから熱があったりする場合は無理に登校しないようにというようなことを指導しております。

それから先日ですが、非接触型の体温計が手に入りましたので、それを各学校に配布をしているところで、そんなことで子どもたちの健康チェックに役立っているところでございます。

以上です。

○議長（須河 徹君） 河端議員。

○5番（河端芳恵君） 今伺ったのは、朝なんでもなくても急に発熱したりとか、いろんなことがありますので、よくテレビのニュースなんかで登校風景見てた時、玄関先で非接触型体温計でチェックしたりとか、そういう姿を見たものですから、それだと接触しないで体温も測れるし、そういう方法もあるのかなと思ったら、既に導入されているということなんで安心しました。あと今、暑い中、子どもたち、マスクを着けて戸外活動もしてます。それでマスクの着用、例えば戸外で密にならない時はマスクをしなくていいとか、戸外でも必ずマスクをすとか、そういう判断というのは、道教委か何かから指導があつてのことなんでしょうか。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ただいま、マスクの着用についてのご質問がございました。国でも北海道教育委員会でもですね、特に国の方からはですね、文部科学省の方から報道等でもマスクの使用についての報道が多くなされたのもありましてですね、通知がきております。基本的には常時マスクを着用するということですが、気候状況等により熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合はマスクを外すようご対応くださいと。その際、換気や児童生徒等の間に十分距離を保つようにというようなことで指導なりの文書がきておりますので、この辺も含めて学校の方に指導をさせていただいているというような状況です。

以上です。

○議長（須河 徹君） 河端議員。

○5番（河端芳恵君） 臨時休校による授業の遅れを取り戻すために、今、夏休みの短縮を決めている自治体があります。札幌、北見、帯広、小樽なども、既に夏休みを2週間減らし10日程度に短縮する方針のようですが、本町はどのように考えていますか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 先ほど、前段、私が答弁したように、新学期に入ってから2か月余りの臨時休校が続いたようなところでございます。そのような中で実際、4月20日から実際5月31日までの間、41日間は臨時休校になったんですけど、その間、祝祭日を除くと16日間、ゴールデンウィークもありましたんで除くと、約、授業日といわれるのが25日間あったということで、そのようなところで今、その欠時を生んだ25日間の中で、今、学校の方で教育課程を見直ししております。それで、実際その欠時数を出した中で、その標準、教育課程上における標準時数というのが1,015時間あるんですけど、それに向かってどれだけ回復できるかというところを今、見直ししているところでございますけど、最終的にはまだ決定しておりませんが、やっぱり長期休業中の本町においても長期休業期間に夏休みなり冬休みの間に10日ないし、それに準ずるような登校日を設けるように今、検討しているところでございます。

○議長（須河 徹君） 河端議員。

○5番（河端芳恵君） 本町はまだ具体的に決まっていないうことですが、これは夏休みが削減されるっていう他のところの動向を見て、今考えていた質問なんですけど、夏休みが短縮されるとしたら、夏の一番暑い時季に子どもたちが登校しなきゃいけないし、そうすると暑さ対策、熱中症対策が大きな課題となると思いますが、まだ具体的なことは決まっていないうようですが、その辺も含めて、そういう対策をした上で考えなきゃいけないのかなと思いますけど、その辺どうでしょうか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今のところ、先ほど申し上げたように、夏季休業期間に登校日を設けなきゃならないような今は状況となっているところで、今、議員ご心配のように非常に暑い時季に、そういうふうな登校日をとるか、授業日を設けるということになれば、今までもそうですけど、暑さ対策というのは、しっかりやっつけていかなきゃならないように教育委員会としても学校としてもそういうふうに対応しようということ今、検討しているところでございます。それで先ほどの答弁と重複しますが、授業内容を例えば、暑くない時間帯を設定するとか、その授業の例えば内容を検討したり、さらには学校内での日陰の教室や、もしかしたら公共施設の一部利活用を図りながらやるとか、さらには教室の環境をとりながら、それと今までもそうですけど、熱中症対策としての子どもたちの水分補給をこまめにとるようにするとか、あとは今保冷グッズなどが出ますので、それらを活用しながら子どもたちの環境づくりに努めていくように検討してまいりたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 河端議員。

○5番（河端芳恵君） 学校の教室だとか、いろいろなところに扇風機とか網戸というのはついてますか。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） 扇風機の方につきましては、すべての教室に設置できるよう

にですね、普通教室に設置できるように配置はしております。

○議長（須河 徹君） 河端議員。

○5番（河端芳恵君） 扇風機は教室の前面とか上にあって、一つで全体を回すような感じですか。それで大体足りているっていいことですか。あと、網戸っていうのは学校現場ではないということですね。それで先ほどのクーラーの話ですが、全室クーラーというの、もうとても無理なことは十分わかります。それも小中学校、こども園だとか、いろんなところもありますので、それは十分一斉に取り付けっていうのは無理なことはわかります。せめて子どもたち、戸外活動をしたりして、ちょっと体調悪くなった時に保健室で涼めるとか、先ほど保健室っていう考えもおっしゃってたので、良いことだと思いますが、あと職員室はかなり3密状態、すごいですね、して先生たちみんなパソコンを持っていますので、ちょっとこの前のぞいたら、パソコンの熱といろんなことで結構大変な状況だと思っていましたので、差し当たってできるところでしたら、保健室、職員室につけていけたらいいのかなと思います。それと建てた年数によって、いろんな構造上いろいろあって、夏涼しく冬温かいとか、いろんな建物もありますので、一括ということはできないとは思いますが、それぞれの環境をどのような環境かっていうのをきちんと現場を把握して対応していただきたいなって思いますがいかがですか。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 確かに先ほどお答えしたように、全教室をやるっていう状況の中でいいますと、やはり学校それぞれの施設の状態が違いますし、特に一番大きくあれするのは電気の容量がその今の現時点で間に合うかどうかというところが一番大きな要因ではないかというように私自身は思っているところで、そういった意味ではなかなかこう全教室をつけるっていうのは非常に難しい状況かなって思っています。それで河端議員もおっしゃるように、やっぱり子どもの健康管理上で、やっぱりこういろんな意味でのこの暑さ対策だったり、健康を管理するっていう意味であれば、保健室などにつけながら、子どもの健康管理は必要だっていうふうに私自身も思っているところです。

また、職員室の話も出てましたけど、学校の各個別の普通教室以外の個別教室の南向きか、どこに配置になっているかによって、気温とか、暑さも違うこともありますので、そのようなことも鑑みながら、各学校の中での個別の部屋の中でどこがクーラーの設置が必要かということも今後よく状況を把握しながら検討していきたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 河端議員。

○5番（河端芳恵君） この夏も暑いとの長期予報が出ておりますし、今、最大の課題は新型コロナウイルス対策と熱中症から子どもを守るっていうことだと思いますので、今考えられる対策をよろしく願いいたします。

次に、インターネットによるリモート学習の考えで今いろいろお答えがりましたが、まだ具体的には進んでないでしょうが、先ほど私が一番懸念した各家庭でインターネット環境で違いがあったり、いろいろなことがある中でこれからどういうふうになるかはわかりませんが、その辺、家庭、個人一人一人の環境整備とそれからソフトをつくる教職員のやり方だとか、いろんなことで課題がいっぱいあると思いますので、それについて、今少しずつ整理したり問題を見直したりする時期ではないかなと思いますので、その辺の

ようにお考えかお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ただいま、各家庭でのインターネット環境の違いのことについてということと、ソフトに関しての教職員の整備というんですかね、少しずつ環境を整理していかなきゃならないんじゃないかという、2点にわたるご質問だったかと思います。

まず、子どもたちのご家庭の通信環境においてはですね、それぞれいろいろと普及率も高まっていますが、まだ環境が整ってないという家庭もあるかと思います。そういうものに対しては今、文部科学省のGIGAスクール構想の中では、いわゆる移動型のそういう通信環境、モバイルワイファイですか、その部分を購入をして貸与という部分もございまして、課題としては、通信料をどうするかということがネックになっているんじゃないかなと思います。この辺につきましても今後また検討して、もし家庭でそういうリモート学習を行うような形になれば、環境を整えていくということを考えていかなきゃならないかなと思っております。

それから2点目の教職員、ソフトをつくるということですが、なかなかリモート学習、報道等で4%とか5%行っているという部分ですので、ほとんど95%やれてないという現実がございまして。いきなり機械を与えられても現場的にはすぐにこう形の整った学習というのは、いきなりは難しいということは想像されるんじゃないかなと思います。少しずつ慣れていくということが基本だと思いますので、その辺、教職員の研修も行いながらですね、徐々に平時を中心ですね、リモート学習を普及できるような形で機器の整備もそうですが、そういう面も普及できるようにしていきたいと思っておりますので、ご理解願います。

○議長（須河 徹君） 河端議員、あと5分です。

○5番（河端芳恵君） 急に国の方針が決まって、それでっていてもなかなかいろいろ準備もあるしできないと思いますので、今そういう方向で本町にとってどのような形があってどういうふうに進めるかと、そういうことの検討もしっかりしていただいて対応していただきたいと思います。

この件に関してほかにも次に具体的な質問される方もいらっしゃると思いますので、そちらにお任せして、総体的に町長何かありましたらお願いいたします。例えばクーラーとか、そういうことについては金額もかさばりますし、何かあったらお願いします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 一番現場を把握している教育委員会の方がかなり現実的に検討されていると私は思っています。ただ北海道全体でみるとクーラーの設置率というのは極めて少ないんですよ、私の記憶では10%、各教室ですね、10%に満たないんじゃないかと思いますので、1%か、1%だっていうことですから、これやっぱりね、このコロナの関連も熱射病の関連も含めて、国策として、やっぱりどういう補助制度や、あるいは国がどうやるのかっていうことが、これ急がれる問題ではないのかなと思いますけども、少なからず、やっぱり保健室等々ですね、教職員の部屋はこれらについて業務用でなければ、せめて家庭用だけでも設置するという状況というのはやっぱりやっていかなきゃならないだろうなというふうに思っていますので、これは教育委員会とまた今後煮詰めながら、学校等の意見を聞きながらですね、設置もまた検討していきたいなというふうに思ってい

ます。

それから教育環境、これは明日西森議員の方からも光ファイバとか5Gの関係が出てくるとお思いますので、私の方からはその時にでもお答えしなければならないなというふうに思っているんですけど、これらの通信環境ですね、どうしていくかっていうことは、これ農業のスマート農業もそうなんですけども、果たして4Gでやれないのか、5Gが本当に必要なのか、5Gであると範囲ってというのが非常に狭いっていう問題も出てきますから、それらを総体含めてですね、やっぱりやっていかなきゃならない。学校も含めてですね、通信環境をどうしていくかというのは、学校だけにとどまらず、自治体のICTの我々の行政も含めてですね、総体として検討していかなきゃならない時期にきているんじゃないかなというふうに思いますので、今後またいろんな提案をさせていただいたりしていきますので、ご理解賜りますようよろしくお願いします。

○議長（須河 徹君） 河端議員。

○5番（河端芳恵君） 今いろいろ難しい問題いっぱいありますが、今考えられる、また資金的にもできる限りの方策を講じていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（須河 徹君） 河端芳恵君の質問が終わりました。

ここで14時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

先ほど河端議員の質問に対して管理課長の方から訂正がありますので、発言を許します。
管理課長。

○管理課長（高橋 治君） 先ほど、学校の網戸のことについて、設置されていないということでお答えしたんですが、確認しましたところ、おおかたの部屋には設置されているということですので、訂正させていただきます。

○議長（須河 徹君） 次は、4番、谷口武彦君の発言を許します。

谷口武彦君。

○4番（谷口武彦君） 通告書に従いまして、質問させていただきます。

新型コロナウイルス対策の町民に寄り添った今後の施策についてということで町長と教育長にお伺いいたします。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大による事業活動の縮小や雇用への対応として、国・道、そして町も独自の資金繰り支援や雇用関係助成金の特例措置、テレワーク環境の整備支援など、さまざまな対策が講じられています。

今回の補正予算でも、新たな支援策があげられましたが、今後コロナと共存していく時代、ウィズコロナ、アフターコロナと言われていますが、これからの中小企業・小規模事業者、さらには農業者、子どもたちなど、すべての町民に対しどのような支援、対策を取り組んでいく予定なのかを伺います。

一つ目といたしまして、中小企業・小規模事業者への支援は、特に売り上げが減少して

いる業種への支援として経営継続支援事業が、また今回の補正予算でも業種拡大として、全業種への支援が提示されていますが、今後、これからの経済現状を見据えて、町民のための新たな支援策の考えは。

2番目といたしまして、学校が臨時休校、分散登校などで授業の遅れ、学びの遅れが心配されていますが、いつまたそのような事態になるかもしれません。

今後、リモート学習などのG I G A^{ギガ}スクール構想も検討されていると思いますが、学校の先生たちへの研修の実施など、町との連携の考えは。

三つ目といたしまして、高校等が臨時休校となりましたが、バス定期券の払い戻しの状況と、それに伴う課題などはなかったのかということでお伺いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「新型コロナウイルス対策の町民に寄り添った今後の施策について」3点のお尋ねがございました。教育長へのお尋ねもございましたが、私の方からお答えをさせていただきます。

1点目に「今後、これからの経済の現状を見据えて、町民のための新たな支援策の考えは」とのお尋ねがございました。

新型コロナウイルスの流行に伴う本町の経済対策として、これまで商工会が発行した、飲食店で使用できるプレミアム付き商品券と共同広告発行に対する補助、中小企業者が中小企業特別融資資金の借入れを行った際の保証料の補助、全町民への1人5千円の商品券の配布、飲食業、宿泊業、観光業を対象とした一事業者30万円の経営継続支援事業補助を実施してきました。

また、今回、他の業種においても大きな影響を受けていることから、農業以外の業種を対象として、売り上げの減少した事業者へ減少割合に応じた経営継続支援事業補助を提案させていただいております。

一方、国においては、前年同月比で売上が50%以上減少した事業者に対して持続化給付金の給付や国税、社会保険料の納付猶予など、北海道においては、休業要請に応じた事業者に対して休業・感染リスク低減支援金の給付や資金融資の無利子および保証料ゼロなど、さまざまな対策が行われております。

5月25日に国の緊急事態宣言の解除、6月1日から道の休業要請が解除され、本町においても経済活動は再開されましたが、感染の収束が見通せない中、経済活動の再生には時間を要するものと思われまます。

今後も、国、道の動きを十分に注視し、商工会等とも連携を図りながら、状況を的確に把握し、厳しい状況に置かれている中小企業・小規模事業者への必要な支援を行っていきたくと考えております。

また、農業に関しては、新型コロナウイルスの影響で3月以降、学校給食や外食産業などのキャンセルで、芋・玉ねぎの販売が低価格で推移しており、本年度産の作柄がどうなるかなどを含めて中長期的な影響が懸念されております。

畜産では、生乳生産自体が過剰気味であるものの、乳代については国の支援が講じられ、前年並みの単価が確保される見通しと伺っております。一方で、高級食材の消費減退を受け和牛取引価格が低下するなど、今後の動向を注視していかなければならないと考えております。

本町では、国の2次補正で出された補助事業等の活用を視野に、農業協同組合と連携しながら支援策に取り組んでまいります。

2点目に「学校の臨時休校などで、授業の遅れ学びの遅れが心配されるが、今後リモート学習などのGIGAスクール構想も検討されている中、学校の先生たちへの研修の実施など、町との連携の考え方について」のお尋ねがございました。

今回の新型コロナウイルス対策による臨時休校で、リモート学習の重要性が増したと感じておりますが、実施している小中学校は全国で数パーセントという実態であります。

GIGAスクール構想での情報端末機器の整備と合わせて、機器の使用方法を教員、児童生徒双方が習得する必要がありますが、教員が機器に慣れながら、児童生徒への指導方法を構築していくには、ある程度の時間がかかるものと考えております。

リモート学習の方法には、一つ目として、学校のウェブページに学習教材や活用方法、児童生徒や保護者への連絡等の掲載、二つ目として、教育機関や民間会社をはじめとしたネット上の学習コンテンツの活用、三つ目として、学校で作成した授業等の動画をYouTube等の投稿サイトへ配信、四つ目として、ZOOM等によるウェブ会議サービスを活用した児童生徒との双方向のコミュニケーションによるホームルームやオンライン授業などがあります。いずれにしましても、いきなり高度なことが最初からできるわけではありませんので、できることから徐々に実施していく必要があると考えております。

情報社会が進展する中、児童生徒に情報活用能力を身に付けさせるには、職員の指導力の向上が重要であることから、教員の自己研鑽や指導力向上の研修などの機会確保を北海道教育委員会やさまざまな関係機関と連携を図りながら実施してまいりたいと考えておりますのでご理解を願います。

3点目に「高校が臨時休校となりましたが、バス定期券の払い戻しの状況と、それに伴う課題はなかったのか」についてのお尋ねがございました。

平成18年にふるさと銀河線が廃線になって以降、北海道北見バス株式会社はその代替バスとして、本町で唯一の公共交通機関としての役割を担い、いまや地域住民にとってなくてはならない存在となっています。

町としては、こうした経緯の中で、銀河線廃線当初から、バスの永続的な運行と通学者の運賃負担軽減を図るため、北見・陸別間における利用区間に対する運賃の2分の1をバス定期運賃補助として北海道北見バス株式会社に行ってまいりました。また町内でのバス通学定期の購入窓口については、訓子府町商工会が北海道北見バス株式会社から委託を受け、バス通学定期券の販売を行っているところであります。

そうした中、今般の新型コロナウイルス感染症拡大により、各学校が臨時休校の措置を余儀なくされたことに伴い、バス通学定期券を購入された方は、その払い戻しの手続きが必要となりました。

払い戻しの状況としましては、バス通学定期券補助対象者が101件、そのうち本年3月から5月までの払い戻し実績が55件、約80万円の自己負担額の払い戻しがありました。

バス通学定期運賃補助の払い戻しについては、北海道北見バス株式会社のルールに従いまして、払い戻しが行われておりますが、まず先に町の補助金部分を算出し、通学者の自己負担分を払い戻す運賃計算を行った上で、北海道北見バス窓口で払い戻しの手続きを行

っていただく必要があります。

しかし、定期券購入者の中には、払い戻しができることを知らなかった方や払い戻し計算が申請日以降について対象となることを知らない方、ならびに申請日までの運賃については、定期券割引がない運賃計算となるため、ケースによっては払い戻し金額が少ない、または払い戻しがないといった声をお聞きしております。

払い戻しに関しましては、北海道北見バス株式会社と利用者の問題であります。町においても、ホームページで払い戻しの対応と手続き方法について周知させていただいたところであり、今後とも北海道北見バス株式会社、訓子府町商工会と連携し、丁寧な対応をしてみたいと考えております。

以上、お尋ねのございました3点につきまして、お答えしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） ここでちょっと連絡を申し上げます。

時計の方がですね、22分になっていますけど、2時41分までの時間ですので、その流れの中でやっていただきたいと思います。

谷口議員。

○4番（谷口武彦君） わかりました。

今、ご回答いただきました。まずですね、中小企業、小規模事業者への支援といたしまして、前回の経営持続化支援事業では、売り上げに関係なく一律補助ということで、ですが給付になるまで約2週間少したっているというのが現状です。今回の補正予算でですね、業務拡充となるということで、またあげられていまして、どうなるかちょっとまだわからないのが現実ですが、補正予算が成立後になると思うんですが、売り上げに応じて、今度ですね、補助額が変わるということですので、手間も時間もかかるのかなと思いますので、国や道の支援金などもですね、申請してもなかなか入らないっていうのが現実の声を聞いておりますので、せっかくですね、町でもこう支援するということですので、今回、違う補助金も出していくことと思います。そのことをですね、せっかくの事業者のための補助金ですので、早急な支給を望みたいと思いますが、よろしいでしょうか、そちらは。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 前回の補助金ですけども、5月8日の金曜日に臨時議会で補正予算を提案させていただきました。周知については、ホームページや新聞等を活用しまして行いました。広報等での全戸とかにはできなかったのも、ホームページや新聞等での活用で周知しているということで、その後の申請になると、できるだけ提出書類は少なくして、簡単に申請できるようにということで配慮したつもりなんですけども、申請が出てくるまでには、少し日数かかるだろうということで、見込んで、最短で25日の支払いということで日付を設定させていただきました。ただ、少しでも早く申請してもらおうと考えまして、対象の事業者には元気なまちづくり商品券の取扱事業者のお願いも含めて、9日、10日にですね、職員が対象であろう事業者を回って申請を行ってもらうということで、それがスムーズに進みまして、結果的には少し早く、もう少し早く支給できたのかなっていうことで、ちょっと反省はしております。今回、提案させていただいている補助については、申請書類が多く、審査もありますので、支給までに多少時間有するものと思いますけども、できる限り早く支給するよう努めますのでご理解いた

だきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口議員。

○4番（谷口武彦君） 本当に困っている方への支給ですので、なるべく早く支給してあげていただきたいと思います。またですね、今回の国からの中小企業小規模事業者に給付されます持続化給付金など、消費税は非課税となるんですが、法律上の事業所得ということになりまして課税対象になるというふうに発表されています。財務省は感染拡大で事業者が厳しい影響を受けている現状を踏まえれば給付金や協力金の金額を含めても、なお赤字となる業者がほとんどであり、課税対象はならないというふうに言っているそうです。事業所得は生じないため、課税されることはないと考えているのが、そういうことで国の法律ですので、町がどうしてくれ、こうしてくれって話じゃないんですが、ぜひですね、今回のコロナに対しての給付金は特別の給付金ということで、非課税にできはしないかということを町としてもお願いというか、国の方にも一言言っていただければなと思います。がどうでしょうか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 今回の補助金も含めて課税対象にならないようにということだと思うんですけども、まさに国の持続化給付金がそうでありまして、税法上やむを得ないということで国ではなっています。国ではQ&Aとか見ると、経費が上回れば課税にならないという言い方なんですけども、実際にはその課税収入になるということで、訓子府町の場合も総務省から町民課の税務係の方には通知きているんですけども、心身損害、精神的苦痛とか、あと資産の損害、やむを得ない支出があった場合に対するもの以外については、課税対象の収入として認定してくださいということで通知が来ておりますので、今のところは事業の収益等に対する補償や休業要請に応じた協力金とかってということになりますので、課税対象になるんですけども、機会があればそういう話をできるところあるかわからないんですけども、経費かかってない、逆にこう収入は入ってくるけど経費かかってないんで、やむを得ないかなってということでも思うんですけども、一応、税法上はやむを得ないということになっております。

○議長（須河 徹君） 谷口議員。

○4番（谷口武彦君） 国なので、ここでどうのって話ではないと思うんですが、もし機会があれば、ぜひ伝えていただきたいと思います。

それから2番目の学校のことなんですけど、各小中学校も6月1日から通常どおりの登校となりましたが、学校の臨時休校によりまして、教育の遅れなども問題になっていると思います。道教委から感染拡大防止をしながらの学校再開、子どもたちの心のケア、学びの保障などの通達がきているようすし、先ほど河端議員の質問の中にもありましたけども、タブレットの配布の問題なども、これからですね、各家庭のインフラの整備なども必要ですし、また先生たちのお話を聞きますと、いろいろこれから乗り越えていかなければいけないことも多いということで、さまざまな対策をとっていかなければならないと言っていました。夏休みが臨時休校していた分が短くなるという話も先ほどありました。運動会、学芸会などの行事がなくなる。また一大イベントとしても修学旅行なども行けるかどうかかわからないということで、子どもたちは今までの臨時休校の分をですね、分散登校や始まった学校で発散はさせていっているそうですが、まだまだ授業の遅れの心配など、不安な

部分、勉強について投げやりな部分も多いと聞いています。特に高学年になりますと、進路の問題や他の地域との差などで無気力状態になっている子どもも多いと聞いています。このいろんな子どもたちのケアとしては、明日のまた違う議員さんからも質問があると思うので、これ以上は触れませんが、また先生たちはですね、子どもたちの関係を持ち上げてモチベーションを上げようとしてくれているようで、学校としてですね、先生方は保護者と行政の板挟みになっているところも多いと聞いております。先生たちの負担を軽くするという含めて今後ですね、リモート学習の研修も含めた先生たちのケアといえますか、そういったところを学校と行政との連携を考えていることがあればよろしく願いいたします。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 新型コロナウイルスの感染の拡大の中で学校が臨時休校が長期化して、子どもたちの生活や学習に対する意欲の問題も谷口議員の方からお話をいただいたと、特にその現場にいる先生たちのケアをどうしていくかということ、それとGIGAスクールが進む中のリモート学習がこれから進む中での先生たちの研修のことも含めた話だったというように感じているところですけど、まさしく、やっぱり先生たちは学校現場において、子どもたちが長期間いなかった学校に、そこが非常に先生たちも悲しく悔しい思いもしながら、そうは言ってもその環境の中で、どう子どもたちをケアしていくかということに一生懸命取り組んできたところで、学校が再開になって、やっぱり子どもたち自身の思いやそういう受けながら、その状況を今確認して一人一人に寄り添ったようなやっているとかなんですけど、先生たちも非常にやるのが現実的には多いという中で非常に大変だっというふう聞いております。そこで教育委員会としても、そのような状況を把握しながら、先生たちのそういう環境づくりに努めていきたいと思っておりますし、また話はリモート学習の話になりますけど、非常に、やっぱり慣れている先生もいますし、慣れていない先生、ある調査結果によりますと、パソコンに使える先生というのは7割ほどだと。3割が非常に不得手だっという先生もいますので、それらの中で画一的なそういう学習環境を整える中では、先生たちの指導力の向上がやっぱり一番不可欠ですし、非常に、前段町長の方からお答えしていただいたように、やっぱりすぐなるというもんじゃないんで、やっぱできることから徐々に慣れながらやっていくというのがやっぱ私たちの努めだと思っておりますので、それらの研修機会や先生たちのそういうケアも含めた中で学校とも連携を図りながらやっていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 谷口議員。

○4番（谷口武彦君） 先生たちのケア、今、教育長がおっしゃられた、いろいろなことをしていただけるということで、子どもたちにとっても先生にとっても一番いいことではないのかなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

またですね、コロナの話で「3密」とよく言われておりますけども、今後ですね、本当に訓子府町、結構そういうところもあると思うんですけど、今後、本当に先生たちの人数の関係もあると思うんですが、本当に20人ぐらいのクラスにするだとか、そういったような方法でも今後ですね、学校の中でもうまく調整しながらできるようにしていただければなと思いますので、その辺もどうぞよろしく願いいたします。

三つ目の高校の臨時休校になったバス定期の払い戻しの話になるんですが、先ほどの答

弁にもありました。北見市に通う生徒の方は鉄道跡地整備基金繰越金より、訓子府高校へ通う生徒は訓子府高校学校教育振興会議から補助を出していると思いますが、先ほどざっと説明されたと思うんですが、定期券の払い戻しの仕組みについて、もう一度詳しく教えていただければなと思います。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） ただいま、払い戻しの仕組みについての確認ということでご質問ございました。

このバス定期につきましては、2分の1、町の方で補助している関係もありまして、まず生徒さんから学校から証明書ももらって、訓子府町に申請していただきます。そのあとですね、商工会の方にその申請書を持って行って、あと商工会の方で生徒さんが購入された時に2分の1の分だけで支払いが済むような仕組みで北見バスと連絡をとりながらやっているところがございます。まず流れが一つそこにありまして、払い戻しの段階になりますと、バス会社の方、購入する時期がですね、その生徒さんによってバラバラですので、バス会社の方で、いつ購入して、いつまでの期間、定期を所持しているかというのが把握できないものですから、訓子府町の方ですね、一度窓口に来ていただいて、訓子府町で補助している2分の1の補助の分を計算した上で生徒さんに北見バスまで行って払い戻しをしていただくといった流れになっております。

○議長（須河 徹君） 谷口議員、あと7分です。

○4番（谷口武彦君） はい。生徒さんへの払い戻しの仕組みは今、ご説明を受けました。また町から支援分は個人がもう払い戻しをした場合、どのようになるのか、補助分が町に戻ってくるのか、バス会社にそのままなのかというのを伺いたします。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 補助の分につきましては、払い戻しで解約状態になっておりますので、その分はですね、町の方にいったん2分の1支払った分は精算して町の方に戻ってくるということになっております。

○議長（須河 徹君） 谷口議員。

○4番（谷口武彦君） 今後ですね、まだまだ油断ができない状況が続いておりますし、いつまた臨時休校という形になるかもしれません。前回の休校の場合ですね、先ほどの答弁にもありました。通知などが遅れたため知らなかったという話もあり、またまったく聞いてなかったという方もいたということです。ホームページで出していたってこともあると思うんですけども、町としてはですね、バス会社の補助ということで、それはわかります。ホームページで説明したってこともわかりますし、今回の想定外の事態が起きた場合、たぶん今までそういうことがあるとは思って作っていなかったせいだと思いますけども、今後ですね、バス会社と連携してですね、保護者のためにも早急な払い戻しのシステムを教えるなり、こういう形ですぐできますよってことを定期の払い戻した分ですね、残りの日数分が戻ってくるんだということも教えるようなシステムを作っていただきたいと思いますが、あとですね、購入は先ほど言いました商工会で行っていると。払い戻しもそのように思っている方も多くてですね、北見行きの方は商工会から企画財政課へ書類を申請しに行き、最終的には払い戻しがあれば北見のバスターミナルに行くと。訓子府行きの方は商工会から教育委員会へと窓口が1か所ではないというところもありますし、複雑

で負担も大きいという声も聞いております。また、バス会社にですね、制度を変えてほしいというのは、他のバスの各地域とのつながりもありますので、そこまではしてほしいという話ではないんですが、少し買い手に寄り添ったですね、手法などをとっていただきたい。例えば今言われていました、町が出した負担金が戻ってくるのであれば、少ない金額かもしれませんが、自己負担分をですね、日割りで計算して返してあげるだとか、いろんな方法あると思いますが、そのようなことを買った買い主にですね、できないものかと。そういうことを検討はしていないのかどうかをお伺いいたします。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 払い戻しを知らなかったということで、申請日からの払い戻しになってしまうので、戻りがその分結果として遅くなったという事例はお聞きしております。立場としては、最初の答弁の方で申し上げましたとおり町としては、定期の補助をしているという立場ですので、バス会社の方にですね、こういった声があるということはお伝えしますし、これから連携を取りながらですね、できるだけ周知の方、何か工夫をしていただくようなことも進めていきたいと思っております。

それと2分の1の補助が町の分に戻ってくるということで、何か自己負担に充てるということではあるんですけども、その場合ですね、補償の類になる、性向としてはですね、なると思いますが、まず戻ってきた財源につきましては、運賃定期の補助に対する財源であるということと、仕組みもですね、その補助要綱上、そういうお金の流れも含めて、そういう作りこみをしていますので、すぐそちらに向けるというのは、なかなか難しいというのが現実だと思います。補償するとしてもですね、補償になる根拠ですとか、どういう補償額になるかとかですね、いろいろ検討しなければならないことが出てくると思いますので、ご提案の趣旨というのは理解できるんですけども、さまざまな角度からですね、検討しなければならない事項だと思いますので、今後の検討課題として受け止めさせていただきます。

○議長（須河 徹君） 谷口議員、2分です。

○4番（谷口武彦君） 夏休み短縮なども考えられますので、通常であればですね、夏休み中は定期を買わなくてもいい場合も、今後買わなきゃいけないって場合も出てくると思いますので、新しいルールを今後考えていただければと思います。

また、最後にですね、今後、中小企業、小規模事業者、基幹産業の農業を含む生産者や酪農家への支援、子育て世代、高校生や大学生などの支援、例えば他の自治体ではですね、いろんなことを行っています。給食費の無償化、水道料の減免、また児童館や子育て支援センターの使用料、インターネットを活用した新たな販路の拡大や新規事業者の支援、農業者の支援など、さまざまなことを行っています。またひとり親家庭の支援、またパートや臨時職員などの方たちが職がなくなるなど、生活が困窮する場合、雇用が失われた方々を町としての臨時職員なりで雇用するなどの支援もしているところもあります。町長はですね、これでは終わらない、今後さらなる支援をとおっしゃってございました。産観事業や100周年記念事業の中止などで使われなかった予算なども今後検討されると思いますが、今後町民への支援などのお考えを最後にお聞かせいただければと思います。

○議長（須河 徹君） 菊池町長、1分です。

○町長（菊池一春君） 冒頭申し上げましたように、これで終わりということは絶対ない。

これからさらに細かなことも含めて検討していかなきやなりませんし、制度として確立していかなきやならないというのは今も同じ考え方ですので、今、議員がおっしゃったようなことも含めて、大いに検討させていただきたいというふうに考えています。ただ、国の持続給付金というのは50%以下でしょ、うち20%なんで、すなわち20%の減収でも対象にしながらということは、枠を広げているわけ、それだけに時間もかかるしね、いろんなことあるんだけど、とにかくすべての人が業種も含めて対象になるような幅を広げたということもあって、これはね、ちょっとご理解いただかなければならないと。できる限り、そして生活給付金等々についてはね、これはもう税、課税対象外、もちろん生活保護の受給者にしてみると、それは一時所得にはならないとかですね、国も含めてですね、やっぱり抜本的に見直さなきやならない部分というのたくさんあると思いますので、また声を上げて進めていきたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（須河 徹君） 谷口武彦君の質問が終わりました。

次は、3番、工藤弘喜君の発言を許します。

工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 3番、工藤です。それでは私はまた質問通告書に従いまして質問させていただきます。

今回の質問の件名でいきますと、新型コロナウイルス感染症対策ということであります。これまでもたくさんの方がこの問題で質問されていますので、今回については、少し角度を変えた中で、この感染症対策についてお伺いをいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて政府は4月7日に東京をはじめ7都府県に「緊急事態宣言」を発令し、4月16日には全都道府県に拡大、北海道を含む13都道府県を特に「特別警戒都道府県」としました。なかでも北海道は、先駆けて独自の「緊急事態宣言」を出したことで他県よりも長い自粛や休校などを続けたことにより商工業者をはじめ、さまざまなところに深刻な影響を広げております。本町も例外ではありません。

現在、国の緊急事態宣言は解除されましたが感染は完全に収まっておらず、依然として予断を許さない状況が続いています。

よって、次の点について町長の見解をお伺いいたします。

まず1番目です。新型コロナウイルスも含めた感染症と、地震や風水害などの自然災害による「複合災害」への備えが必要になってこないか伺います。

本町も現在、防災ガイドマップを作成し、各種災害への備えをしているところではありますが、備品や避難所のあり方なども含めて見直しが必要と考えますが、どのような見解をお持ちかお伺いをいたします。

二つ目です。1市4町で構成する「定住自立圏」構想の実質的協議が昨年からは始まっているようですが、この中で「定住自立圏共生ビジョン」に「新型コロナウイルス感染症」対応のPCR検査や、あるいは簡易検査も含めた感染症対策の取り組みを北見医師会や美幌医師会の理解や協力もいただき、具体化に向けた協議もあっていいのではないかなと私は思っているところではありますが、町長の見解を伺います。

以上、2点であります。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「新型コロナウイルス感染症対策について」2点のお尋

ねがありましたのでお答えをいたします。

1点目に「新型コロナウイルスも含めた感染症と、地震や風水害などの自然災害による『複合災害』への備えが必要とならないか。本町も現在、防災ガイドラインを作成し、各種災害への備えをしているところですが、備品や避難所のあり方などを含めて見直しが必要と考えますがどのような見解を持っているか」とのお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症は、緊急事態宣言が解除されたとはいえ、依然として終息する状況にないことは議員の言われるとおりであります。

このような中、政府は先月26日に「感染症の観点を取り入れた対策」を示した防災基本計画を改定、具体的にはマスク、消毒液の備蓄と避難所の過密対策が明記されました。

新型コロナウイルス感染が拡大したことを受けた措置ではありますが、避難所における避難者の間隔を空けることや、避難区域での間仕切りを設置するほか、密集回避に向けたホテル、旅館などの民間施設の借り上げ、親戚や友人の家等への避難、車両での一時避難など、公的な避難所設営のほか、避難者自身が避難方法を選択する多様な形態が示されました。

本町の地域防災計画は、災害対策基本法による国が定める防災基本計画に基づき、北海道と協議した中で改定を進めることとなり、一定の時間が必要となります。

「まさかの災害は必ずやってくる」と言われ、危機管理の重要性が問われています。

当面、地域防災計画の改定まではマスク、消毒液の備蓄を進め、避難所運営では北海道が改定した「避難所運営マニュアル」を参考に、2m離隔するなどのゾーニングのほか、飛沫防止対策を実施し過密を避け、感染防止に努めていかなければならないと考えているところであります。

次に、2点目の「1市4町で構成する『定住自立圏』構想の実質的協議が昨年からは始まっているようですが、この中で『定住自立圏共生ビジョン』に『新型コロナウイルス感染症』対応のPCR検査や簡易検査も含めた感染症対策の取り組みを、北見医師会や美幌医師会の理解や協力をいただき、具体化に向けた協議もあっているのではないかと思います。町長の見解について」とのお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、世界の感染者数が700万人に迫り、死亡された方が40万人を超えるなど、世界中でこの未知のウイルスに立ち向かい、手探りの状態で各種対策を行っていることが実態ではないでしょうか。

国内では曲折はありましたが「新型インフルエンザ特別措置法」により定められた緊急事態宣言をはじめとした措置事項など各主体が分担し、実施されてきました。特に医療分野は都道府県等の保健所がその中心となり、帰国者・接触者相談窓口、PCR検査や重篤患者の入院先の確保のほかに、積極的疫学検査を実施し医療の確保や感染拡大防止対策の機能を担ってきています。

さまざまな批判はございますが、6月に入りPCR検査の対象を濃厚接触者全員に拡大、唾液による検査方法の認可など日々変わってきていることも事実であります。

議員が言われるさまざまな検査を北見地域定住自立圏共生ビジョンに掲載し、医師会等と連携し定住自立圏を進めるべきとの意見につきましては、一致するところでありますが、共生ビジョンの変更等は懇談会の議論やパブリックコメントなどの手続きを要することから、今回のような緊急事態に迅速に政策決定できる組織とはなっていないのが実態であり

ます。

住民の窓口である自治体への情報共有がなく、地域との連携がとれていない知事発言などの意見をオホーツク総合振興局長に申し上げたところでもあります。

そういった中、先週4日には「新型コロナウイルス感染症対策に関する管内市町村長との意見交換」が初めて開催され、定住自立圏域の1市4町の市町長、振興局長、保健所長と振興局ごとのアラート発信やPCR検査センター設置予定などの北海道の基本方針、軽症者向けの宿泊療養施設設置のほか、特に住民の感染に関する不安を抑え、安心して日常生活を送るための情報提供などについて議論したところでもあります。

いずれにしても、新型コロナウイルス感染症の発症を抑えられ、住民の不安解消ならびに地域経済のいち早い回復を目指し、国、北海道、定住自立圏域、地域住民が一体となって進めるように努めてまいります。

以上、お尋ねのありました2点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 工藤議員。

○3番（工藤弘喜君） それでは今、お答えいただきましたけれども、そんなに突っ込んだ議論という形には質問の性格的なものからいってならないかと思えますけれども、2、3、再質問ということでお伺いをいたします。

まずはじめに、複合災害への問題、いわゆる防災計画の見直しも含めて必要にならないかということなのですが、この件に関しましては、先ほどの答弁の中にもありましたように、この新型コロナウイルスという、この問題、拡大という傾向、感染拡大も含めて、そう簡単に収束をするという段階には、なかなかそれを予測することが難しいということも含めて考えますと、やはり長期にわたった予防策というか、この対策というのは、やっぱり必要になるだろうということでもあります。その中で私がこの複合災害ということをあえてここで言わせていただいたのは、実は防災学術連携体という組織がありまして、これを受けて国も若干こう遅れてなんです、いわゆるそういう複合災害型への対応も指針として出されてきているようでもありますけれども、5月の1日にこの防災学術連携体という、この防災学術連携体というのは、防災、減災、あるいは災害復興に関わる58の学会のネットワークで出来上がっている組織であるそうです。そして、防災に関わる各分野の学会、例えば日本自然災害学会だとか、日本災害医学学会、あるいは日本気象学会、あるいは日本土木学会とか、さまざまな学会の58の学会がみんな専門家がネットワークを作りながら、日本学術会議というものを中心となって、ほとんどがその学術会議の委員さんもされているそうなんですけれども、そういうところが連携を深めて緊急事態に備えた提言も含め、あるいは市民に対するメッセージも含めて出しているということでもあります。5月の1日にこの学術連携体が市民に対するメッセージ、いわゆる複合災害への備えが必要ですよというのを出したところになっております。これはたぶんこれを読まれている方も知っておられる方もいると思うので、長々とこう説明することはないんですけれども、やはりこの台風だとか、そういう自然災害とコロナの感染症、あるいは世界にはまだまだ別な感染症という問題も含めて、何が起きるかわからない。今このグローバルな行き来の中での、こういう地球的規模の中でやっている中では、本当にこう予測しがたいものが起こり得ると。そういうことから考えると、自然災害とやはりこういう感

染症対策を同時に考えなきゃいけないよというのがやっぱり、この防災学術連携体の中でも、相当意識してメッセージを送っているところです。それはやはり避難所になったところがクラスターの発生原因となって、それが元で医療が崩壊するという、オーバーシュートするという、そういうことをやっぱり一番先に避けなきゃいけないという狙いがあるというところをやっぱり、どうやってみんなで共有するかということだと思います。だからその部分も含めて、ぜひ防災計画の見直しという大々的なことではなかなか今すぐどうこうということにはならないかもしれませんが、実は昨年、議会としても各町内会長さんから、今年でしたか、意見交換したんですよ、自然災害に、いわゆる防災に対する、いわゆる自主防災組織というんですか、そういったものの頑張りを町内会でどういうふうに行っているかと。その中では本当に優れた経験というか実践もされている町内会もあります。そういったところも考えた時に、やはりこういう意識の喚起というのは、災害時の感染防止対策も含めた、そういう自主防災組織や町内会、あるいは担当する、役場担当の職員も含めた、そういう部分の話し合いといいますか、協議というか、そういった動機付けというのがすごくこう大事になってくるのではないかなというふうに思っているところでもあります。だからそういう部分で今後に向けた、この複合災害に向けた、当然、備品だとか避難所のありようなんていうのも先ほどの答弁の中でもありますから、それはそれでやるべきことというのは見えてくるんですけれども、まず意識、いわゆる取り組みの意識をどう進めていくかというところでの考え方等がありましたら、お伺いをしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） ただいま、今回、自然災害と今回のコロナの複合的な災害における地域との連携をどうするかということのご質問だったと思います。

そういった意味では、議員、防災学術連携体等々の話題もされております。そういう意味では、国も先ほど答弁で申し上げたとおり、基本計画変えまして、北海道もまだ防災計画の変更までは至っていないんですけども、避難所運営マニュアルをやっと出されたというところで、先日の道議会総務委員会でも、そういった質問が出されているところでございます。町としましては、それを受けて、今後、備品の備蓄は現状進めているというところで、段ボールの仕切りも含めたものは今後進めさせていただきたいというところでございますけれども、そういった状況の中ですけども、自主防災組織等々の部分については、まずは広報等での呼びかけをした中で今後のコロナの状況にもよりますけれども、その中でさらに膝詰めというかですね、そういった部分も含めて実施してまいりたいというふうに思っております。

○議長（須河 徹君） 工藤議員。

○3番（工藤弘喜君） ぜひ、そういう部分も含めて、膝詰めの議論というか、話し合いというか、理解を深め合うということもぜひやっていただきたいんですが、でき得れば、例えば、今すぐこういうコロナのこういう状況の中で集まって研修会というか、話を聞く、講演会のような形というのは、なかなか難しいかもしれませんが、例えば、こちら辺、この近辺でいけば日赤看護大の先生も含めて、やはり相当すごい注意深く、日赤看護大あたりも心配はされているのではないかなと思うんですが、その部分も含めた、町民も含めて共有できるような、そういう講演会というのか、そういうのも適切な時期にやれるん

であれば、そういうことも含めた取り組みなんかも必要でないのかなというふうに思っているところなんです。やっぱり何らかの形でできるところから進めていかないと、一気に例えば、本当にこの地震の問題含めて、特に、今これ夏の暑いとこの話、さっきのクーラーの話じゃないんですけども、もう一つ言えば、冬場の風雪害の問題等々含めて、これもやっぱり出てくる災害の一つではないかなというふうに思いますので、そういうものにどう対応していくかも含めて、単に避難所の問題だけじゃなくて、そういう、例えば何かあった時に救急搬送するとか、そういう時に本当にこう何て言うんですかね、横の連携、あるいはもっと近間、実践会、町内会の人たちの意識も変えておかないと、お互い助け合うこともできないような、そういうことになっても、ちょっとまずいと思いますので、そういう意味も含めて、やれるところから取り組みを進めていかなきゃいけないのかなというふうなことでちょっと考えているところなんで、具体的にどうこうというのは、なかなかちょっと私の方からも提言できないんですけども、この問題について、もう一度、これからに向けての取り組みの基本的な姿勢について、お答えをいただきたいなと思っております。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 去年の11月に中国の武漢から発症したと言われている、この新型コロナウイルス、およそ半年を過ぎました。これは全世界にとって、WHO、保健機構だけの問題ではなくてですね、世界的なやっぱり課題として、これから検討していかなきゃならないことだなんていうふうに思っています。この新型コロナウイルスを含めてですね、どうやっぱり教訓として、我々市町村がより具体的な防災計画なり防災体制を作っていくのかっていうことがですね、これから課せられた私は課題だと思っていますので、今日言って明日すぐやりますなんてことには、これはなりませんけども、一つ、当面の課題として、これを教訓にしていきたい。ただ言えることはですね、やっぱりうちの町の一つの例をとってみても、長年にわたって、各町内会、実践会を通じて、いろんな防災訓練をやったり、日赤看護大の根本教授に来ていただいて、救急に対する状況の学習会などをやったり、地域的な取り組みをしているという状況は形には出てこないにしてもですね、まだうちの町で発症されていないということは、新型コロナウイルスの特徴的なこともあるんでしょうけど、やっぱり住民の相当の努力と協力があったというふうに私は思っています。これはですね、今後、町内会、実践会、自治組織含めてですね、さらにですね、その防疫に対する可能性っていうのはね、確信持ってやっぱり進めていくことができるんじゃないかなというふうに思っていますので、さらに議員の提案を含めてですね、受け止めながら前へ進めていかなきゃならないと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 工藤議員。

○3番（工藤弘喜君） 本当にできるところから何かこう手をつけていかなければ、なかなか人の意識というのは変わっていかないというか、いわゆる自主的な自発的な、そういう行動に結び付いていかないなというふうにも思いますので、ぜひ、今言われた答弁で言われたことも含めて進めていただければいいなというふうに思っているところです。

2点目の定住自立圏の関係なんですが、これ私、本当に定住自立圏構想の中でいろいろ難しい問題はあるかと思うんですが、やっぱりPCR検査も含め、簡易検査も含めて、町単独でっていうのは非常に難しいんだけど、やっぱり北見市を中心として、美幌、訓

子府、置戸、それから津別、美幌、そして北見市と。そこに医師会が二つ入ってはいるんですけども、美幌医師会の場合は大空町もちょっと含まれるということらしいですけども、やっぱりそこに住む人たちの、このコロナの感染の問題含めて、目に見えない敵とどう戦うかということ、それからそのことがもたらす人の不安というか、疑心暗鬼の問題、これが例えば防災のこととも本当に結び付いてくるんでありますけれども、やはりそういう意識をきちんと払拭できるような、検査体制といいますか、これはやっぱり早急に検討、これもすぐできる問題ではないとは思いますが、いろいろ自立圏の中では難しいこともあります、基本的には私は自立圏というのは、あんまり当初からあんまり評価はしてなかったんですが、でもどうせ作って町民のために、あるいはそこに住む住民のため、市民のためにということであれば、その方針の中に、協定書の中でもいっていますけれども、大事な部分としての政策分野、三つほど挙げてますけれども、その一つ目がやっぱり生活機能の強化に関わる政策分野ということで、医療の関係で、いわゆる救急医療体制の確保とか、地域医療体制の充実というのが一番目に挙がっていますよね、この定住自立圏の中で何ができるか、何が一番この中で求められているかというのはそこだと思うんですよ、それで自立圏が始まったようなことであっても過言ではないような気がしましたので、やっぱりそういうことも含めて、ぜひ具体化し得るだけの知恵と力がそこにあるような気がします。

それともう一つ、皆さんご存じだと思うんですが、この間の道新の記事、余市町がやりますよね、余市町が簡易検査というか、そういった中でこのPCR検査にかかわって検査センターを余市町の協会病院の中で行っていくと。ここには5町村、余市町も含めて5町村が検査室の改修費などを助成するという形で検査センターを協会病院の中に置くというふうになっていますね、これは道新の記事で見て、これやっぱり、これは確かに冬場のいろんな天候の問題等々、いわゆる距離の問題等々ありましたけれども、余市町、仁木町、古平、積丹、赤井川村、この5町村でやはり検査の体制を取ろうということなんですよね、こういうところでもできて、いわゆる北見を中心とする定住自立圏の中でできないことはないのかなというふうな思いでいるんです。やっぱりそういう部分で、この定住自立圏の本来の持っている目的、役割を十分発揮でき得るようなことをできないかどうか、もう一度、町長からお答えをいただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） もう時間が足りないね本当に。さっきのね、ことにもう1回ちょっと立ち戻るんですけども、今回ですね、特徴的なものは農協です。農協の危機意識というのは、我々以上に持ってた。特に我々もそうですけどもね、農家に発症したらどうするってこともさることながら、酪農、畜産に出たら酪農家はこれで太刀打ちできないんじゃないかってことも含めて、行政と経済団体と住民が一緒になった体制を防疫体制を作っていくと乗り越えることはできないっていう、こういう状況をですね、これは全町的にやっぱり広めていかなければならないというのが、まず1点目です。

それから、例えば、北見がパークゴルフ場を閉める。訓子府で屋外パーク場を開くっていったら、どーっと訓子府のパークゴルフ場に来るんですよ。こういうこと一つをとっても、これ1市4町の広域的なことも含めて、共同の記者会見、共同の取り組みっていうのは、やっぱり必要でないのかということをお北見市長にも何度か提案させていただいた経緯

があります。そういう点でいいますと、公共施設、運動、文化、スポーツ等々含めてですね、こういった取り組みは絶対必要だということを言っています。

それから、道新に北見医師会というよりも日赤病院の荒川院長のコメントが、取材コメントが出ている。そうすると、あのクラスターが起きた時に、13人の方を含めて、北見日赤と遠軽厚生病院と紋別とそれに旭川、音更、これらの病院に感染者を搬送している訳ですね、そして医療崩壊が起きないように状況を医療現場ではものすごい努力をされている。そしてまた、保健所は連休中はほとんど職員は休むことができないような状況の中で、今回の感染症というのは抑えられて、オホーツクってのは抑えられてきているという状況があります。その中で私がオホーツク総合振興局長を中心にする集まりの中で、集まりをもって、情報を例えば知事が学校を一斉に休校にするという、何の連絡もなく突然発表する訳ですよ、こういうのが本当にいいのかっていうですね、我々は地方自治体として学校も含めてですね、どうあらねばならないかというのは、主体はこっちだということも含めてですね、ですから今回の災害等々感染症含めていろんな問題がクローズアップしてきたというのが実態なんですよ、だからそれでこういう情報を秘密裏に進められている。これでいいかと。感染者が訓子府に出たら町長のところに連絡するからって言ったつきり何も言ってこない訳。だからこんなことでいいのかと。だから我々が医療と福祉の現場の中で連携して、そして役割分担というのはもっとちゃんとしていかなきゃならないってことをこの間の会議の中ではっきり言わせてもらいました。そんなことも含めて北見市長を中心にしてですね、今、広域圏の中でやるかやらないかってのは、ちょっと時間の問題、集まれないっていう問題がありますけども、我々というよりも北見市長を中心にしながら医師会と水面下ではかなりやっています。おそらく、そう遠くない時期にPCR検査センターをこの1市4町か、あるいはこの北見医師会の管轄の中でも立ち上げようっていう状況がきているようでございますので、今、議員が道内の中のいろんな先進的な話もありましたけども、それぞれの行政と医療とそれらが壁を乗り越えながらとりあえずPCR検査センターができて、できるだけ身近に検査ができるような状況を作っていこうとかですね、こんなことを今、盛んに議論されていますので、もうちょっとちゃんとした発表ができるようになるまで時間がかかるかもしれないかもしれませんが、抗体検査も抗原検査やそういったことも含めてですね、今、水面下で議論されているということをご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 工藤議員、2分です。

○3番（工藤弘喜君） はい。最後、質問になるかどうかはちょっとわかりませんが、先ほどの余市の問題も含めて、非常に余市のこの取り組み、余市とかいわゆる5町で取り組む中では、いわゆる国や道の助成で、そういう機器を導入して、PCR検査よりも早く1時間以内で、ドライブスルーのような形でできるランプ方式というらしいですけども、そういう簡易検査の方法で機器を取り入れたいと。これには国や道の助成も導入できるということで、約1,500万円程度でできるんだということで、もう進んできているようなんですね、だからそういったことも含めて、ぜひ水面下の今、話し合いもされている。それから先ほどの答弁書の中で、先週4日には振興局も含めて話をしているということなんで、ぜひそういう部分のより具体的に早期に見える形での結論を心待ちをしているということで、今回の質問を終わらせていただきたいと思います。よろしくお願

たします。

○議長（須河 徹君） 工藤弘喜君の質問が終わりました。

ここで3時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時25分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開します。

次は、10番、西山由美子君の発言を許します。

西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 10番、西山です。通告書に従いまして、町長に質問いたします。

町民にとって身近な町の医療を守るための支援策について伺います。

医療法では、病床数20床以上の入院施設をもつものを「病院」、無床もしくは病床数19床以下の入院施設をもつものを「診療所」といいます。

本町には二つの歯科診療所と内科、外科、整形外科を診療とする訓子府クリニックがあります。

クリニックは町民の診察のほかに各学校の学校医として、また介護などの地域包括ケアシステムにおける医療の役割を担っています。町民にとって住み慣れた町で安心して通える医療機関として、身近で、なくてはならない存在だと思います。今後、町の医療を守るために必要な支援策について町長に伺います。

1点目、本町の医療機関の歴史と訓子府クリニックの経営環境の現状と課題は何ですか。

2点目、地元の診療所がこれまで果たしてきた役割と町民にとっての位置付けは何ですか。

3点目、町の医療を守るために、将来につながる町の支援策をどのように考えていますか。

以上、伺います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町民にとって身近な町の医療を守るための支援策について」3点のお尋ねをいただきました。

1点目に「本町の医療機関の歴史と訓子府クリニックの経営環境の現状と課題は何ですか」とのお尋ねがございました。

本町の医療機関の歴史と申しますと、北光社による開拓当時に軍医が配属され、その後村医はありましたが町に定着してはおりませんでした。大正に入り開業する医療機関は数々ありましたが、大正12年に柳橋勇吉医師が開業され、昭和45年までの48年間にわたり町内の医療に従事されたと町史にあります。その後、町に大きく貢献された医療機関としては、昭和29年に水元医院が開業され、平成元年までの35年間親子2代で医療に従事されたほか、昭和38年には湯本医院が開業、昭和58年までの20年間医療に従事されております。訓子府クリニックにおきましては、昭和63年に開業され、現院長は平成2年から現在までの30年間、院長を担われております。

続いて、訓子府クリニックの経営環境の現状についてですが、訓子府クリニックは民間の医療機関であるため、経営状況については差し控えさせていただきますが、昨年、内部で職員の退職などがあり、経営は厳しく、人手不足による専門職の確保に苦慮していると聞いております。

課題においても専門職の確保が最も重要となりますので、今回の地域医療報償の見直しにおいて、重点的に検討いたしました。

2点目に「地元の診療所がこれまで果たしてきた役割と町民にとっての位置付けは何か」とのお尋ねがございました。

訓子府クリニックが、これまで果たしてきた役割としましては、平成24年以降本町に唯一の診療所で、民間の医療機関ではありますが、学校医や保健指導嘱託医、特別養護老人ホーム「静寿園」の嘱託医師、グループホーム「はるる」の協力医療機関およびターミナルケア契約医師にも就任され、地域に多大な貢献をいただいております。

また、町民にとっては身近な医療機関で、特に高齢者にとりましては安心していつでも通える、なくてはならない診療所であると考えます。

3点目に「町の医療を守るために、将来につながる町の支援策をどのように考えるか」とのお尋ねがございました。

現在の訓子府クリニックの施設は、昭和63年建設の鉄筋コンクリート造りで頑丈ではありますが、老朽化も進んでいます。

また、一般X線撮影装置等検査機器の老朽化も進んでおります。

こうした状況も踏まえ、町の医療機関存置に向けて、今後、新たな支援も視野に入れ、検討していかなければならないと考えております。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 西山議員。

○10番（西山由美子君） 項目に従いまして、再質問したいと思います。

年明け、新型コロナウイルスよりもいち早く私たちの町に広まった町民の話題はクリニックの行方でした。おそらく病院の中で張り紙を見た患者さんたちが心配してお話されたんだと思います。私たち議会に対して、町の方から訓子府町地域医療報償支払基準について何度か説明がありました。今回この回答にもありますように、その地域医療報償支払について若干お尋ねしたいと思います。

道内には179の市町村がありますが、そのうち市町村が独自に取り組んでいる地域医療を支える取り組みとして、毎年、アンケート調査が行われているようです。平成30年は、その中で128の市町村が取り組みを行っている。ないのが51です。その中で128のうち、市が24で、町村が104とあります。管内におきましては、網走市、斜里町、清里町、小清水町などが1市3町で斜網地域の周産期医療を支援する事業として、北海道厚生連に支援しているとか、そういう例があります。私たちの町、訓子府町では、町長がおっしゃいました地域医療報償金として、昭和58年から、他の町に比べると本当に古き時代から町内の医療機関に対して地域医療の確保、協力に対する報償を行っております。

まずこの地域医療報償金について、予算の組み立てなどについて、説明をお願いします。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 地域医療報償の予算の組み立てというご質問でございますけれども、昭和58年当時、まず医院が20万円、歯科医院が10万円、そこからスタートしております。そして医院が2医院体制が1医院体制になり、そういった経過を踏まえて、現在、訓子府クリニックが月68万円、そして湯本歯科医院が25万円ということで現在に至っております。

○議長（須河 徹君） 西山議員。

○10番（西山由美子君） 今年度の予算の中で、そのうち、合わせて1,116万円だったと思うんですが、そのうち700万円が過疎債として起債されて、残りが一般財源とありますけれども、そうなりますと、その過疎債ですから国からも交付金として7割戻ってくる。そういう形になるのでしょうか。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 過疎のソフトの部分で財源としては出ておりますので、その分は戻ってきます。

○議長（須河 徹君） 西山議員。

○10番（西山由美子君） 先ほどの市町村において独自の取り組みの中に地域医療を支える取り組みが実にいろんな取り組みがありまして、一貫してその58年から地域の医療機関に報奨金を支払っているのは、逆に言うと訓子府町独自といたしますか、すごく珍しいのかなど。他は、そうですね、お医者さんがなかなか見つからないということで、医師の確保に取り組んでいたり、それから医療従事者の人材確保に取り組んだりしているんですけれども、この訓子府町の医療報償制度といたしますか、これのいきさつなどがわかりましたら、それと、町民の方はあまりなじまない言葉だと思うので、あまりわからないと思うんですけれども、やはり無医村にしない、町を医者のない町にしたくないという、そういう歴代からの思いがそうさせたのかなとは思いますが、国の何かこう制度的なものも絡んでいるのか、その辺わかりましたら、わかる範囲で教えていただきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 地域医療報償のいきさつですか、これにつきまして簡単に触れさせていただきたいと思っておりますが、地方自治体として、住民の命を守るために医療の環境を整える責任と義務があると考えております。そういったことから昭和58年から報償金ということですが、昭和53年ごろから町の医療危機というものを度々繰り返してきております。その都度、そういったものに対処するために昭和58年に地域医療報償金というものができたと考えております。ちょっと古い話なので、どこまで正しいのかというのはちょっとわからないんですけれども、そういった町を無医村にしないための取り組みとして、この地域医療報償金が出来上がったと考えております。

○議長（須河 徹君） 西山議員。

○10番（西山由美子君） よくわかりました。この歴史を振り返った中でも、やはり訓子府町の一つの医療を守るための方策といたしますか、ずっとこれでやってきたんだなと思っております。今後もおそらく医療報償の中で医療の確保というのが守られていくのかなと思うんですけれども、今回もやはり全国的にそうですけれども、お医者さん不足と医療従事者、看護師さんとか薬剤師さんがなかなか特に田舎の方にこう、何て言うんでしょう、人材が確保できないという状況にありますけれども、今、訓子府クリニック、コロナの状況の中

でも、春先からきちんと新しい体制で皆さんのご努力のおかげで、町民の皆さんも安心して今、診療を受けていると思うんですけども、今後例えばお医者さんが、今、院長先生もある年齢に到達していますから、今後、お医者さんが不足してきたり、あと看護師さんが不足したり、薬剤師さんがいないといった場合に、これ見ますと、ドクターバンクとかいろんな方法があるそうですけれども、訓子府町として今後の町の医療を守るための人材確保には何か対策みたいのはあるんでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 医師の確保、それと専門職の確保ですね、こういったことに対する今後の町のどのように考えているのかということでございます。今のところ伊東院長は、個人名出して申し訳ないんですが、院長はあと10年は働けるだろうということで、健康である限りはここで働きたいということをおっしゃっていただいているので、今のところ医師の確保について具体的に動き出したりということはありません。ただ、今回、看護師、そして事務職、こういったところで人員不足が生じておりますので、春先に1名看護師、パートで見つかったんですけども、何か最近またおやめになられたということも聞いておりますので、本来は看護師3名、事務職3名ほしいところなんですけれども、そういったところで看護師が1名足りない。そして事務職についても近々お一人、個人的な理由でやめられるような話も聞いておりますので、そういったところで、やはり人員不足を生じているというところで、今回、地域医療報償を増額して、そういったところに使っていただきたいという思いで見直しをさせていただいている経過がございます。

○議長（須河 徹君） 西山議員。

○10番（西山由美子君） どこの町も人材確保に苦労なされていると思います。先ほど道内の市町村にさまざまなアンケートがされていることの中の一つとして、将来、地域の医療を担う人材育成のために行っている取り組みについてのアンケートも見つけました。これはそれぞれの町で今の、例えば訓子府町の子どもたちが将来、お医者さん、看護師さん、薬剤師さん、医療従事者になりたいという志を持った子どもさんがいたとしたら、そのお子さんのために町が、その目的を達するために、いろんな学業的な支援をするという取り組みで、オホーツクでもやっている町があるんですが、訓子府町としては、今、現実にそういう人材がなかなか確保が難しいという状況の中で、そういう子どもたちへの人材確保の支援などは考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 今の質問に答える前に二つ前のご質問で、地域医療報償の取り組みで国の制度について、質問いただいたんですけど、答えておりませんでした。

それについては、こちらの方にそういうものはないと思っております。

そして、今のご質問です。

人材育成に向けての、そういった確保に向けての何かそういう事業は今後どうするのかということでしたよね。それで、看護師については北見医師会の方に負担金も払ってございまして、そういった養成学校、そういったものがあります。医師については、各市町村でそういった取り組みをしているのも聞いてはおります。ただ、どこの市町村もなかなかその取り組みがうまくいっていないという話も聞いておりますので、そういったところで、

今後どうするべきなのかというのは検討課題として福祉保健課としても捉えておりますので、これから検討させていただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西山議員。

○10番（西山由美子君） 本来ですともっと町民の方に訓子府の町の医療についてのお話を聞こうと思って少し歩き始めたんですけども、そんな中で何人かの方が、昔は行っていたんだけど、今はどうしても北見の方がいろんなデータが早かったり、それから複合的にいろんな病気が抱えてしまった場合はどうしても専門医のところへ行ったりということで、北見に行っている方が多いということと、あとお一人の方は普段は別に訓子府クリニックがかりつけではないんですけども、あそこは整形とか外科が専門ですので、指を切った時に急いで行ったんですけど、かかりつけでなかったのに、かかりつけのところに行ってくださいと言われたことがあるんだよっていう話を聞きました。そうなりますと、地域医療、町の医療を守るためには、やはりその先生の考え方もありますが、いつでもかかれるという便利さ、それから町の町民のことをお医者さんが知っている、どこまで知っているかという、その寄り添える環境っていうんですか、それがあろうと思うので、できればですね、町民の方の声が、医療従事者の方々と、こう交わるような取り組みというんですか、難しいかもしれませんが、お互いに寄り添えるような、そういう関係ができないかなと思って、いろいろ調べた中では、先ほどのアンケートのほかに、住民などによる地域の医療機関を支える取り組みというのも一つありました。例えば北見市などが北見赤十字病院の明日を考え支援する会というのが市民の中にあると。小さな町ですから、やっぱり訓子府の医療を守るために、町民の声を聞くという、行政が聞くんでもいいんですけども、そういう話し合ったり、こうしてほしい、往診とか、それから今、高齢者の方は1人5種類以上の薬を飲んでいる方が多いですから、やっぱりそういうことも見直す医療とか、そういう日常のさりげない医療の問題をお医者さんと話す機会があつたらなと素人的に考えたんですが、そういう取り組みについては、どういうお考えでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） まず、町民の方にかかりつけではないので、受診できなかったというお話なんですけれども、そういったことは今後ないように、町長の方からも再三申し入れをしておりますので、きっと今後は対応も変わってくるのではないかなと期待しているところですので、ご了解いただきたいと思います。

また、医療従事者と関わる、そういう機会を設けてはどうかということなんですけれども、薬のご本人が多剤を服用しているということで、その見直しについては、薬剤師の仕事でもありますので、これから本格的に東町薬局の薬剤師が決まった時には、そういう要望もしていきたいとは思っております。そして、医師による、医師だとか病院関係者との懇談会といいますか、話し合いの場ですけども、元々、懇談会としては、先生とはしていたんですけども、今後そういったことを検討していく必要があるのかなとは思っています。

○議長（須河 徹君） 西山議員。

○10番（西山由美子君） この歴史を伺いますと、私はまだ訓子府町に町民となって、まだ45年しかたっていないんですけども、その時点で湯本医院と水元医院、まだありましたので、懐かしいなと思って読んでいましたけども、ずっとこう絶やさなくて、町の医療を守ってきたということで、やはり今後も、北見には近いけれども、訓子府の町の医療機関として、

やはり歯医者さんも、それから診療所もすごく大事な、町民にとってとても身近な大事な機関だと思いますので、ぜひ今、課長がおっしゃったように、苦情とかそういうことを聞くということではなくて、患者さんも、それからお医者さん、医療従事者たちもお互いに対話のできるような、そういう機会があればと思います。

それから、私このことをずっとこう質問するのに、いろんな資料を見ていた時にちょっと気付いたというか、ちっちゃなことなんですけど、例えば町で毎年7月に発行している「くんねっぷ再発見」、これとっても訓子府の概要が載ってて助かるんですが、ここに、裏に訓子府町の市街図があります。ここに医療機関が一つも載っていないんですね、それと山田議員が提案した「くらしの手帳」あれにも項目分かれて、福祉とそれから普通の、何か項目に分かれてマップがすごく大きく出ているんですが、そこにも医療機関何も出てないので、本当に私も最初気付かなかったんですけど、町の医療機関として、今後も今までもずっと町民のことを見てくださった医療機関はやっぱりきちんと載せていただければ、訓子府町にあとから入ってきた人、子どもたちが大きくなった時でも、いつでもここにあるんだよっていうことを示せるんじゃないかなと思いましたけど、その点いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 今の「くんねっぷ再発見」そして「くらしの手帳」これらについては、載せるべきなのかなと思いますので、関係課と調整したいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（須河 徹君） 西山議員。

○10番（西山由美子君） とにかくコロナと一緒に訓子府町で医療機関のことで町民の方が心配されていた時期がありました。でも、たくさんの人のご努力のおかげで今しっかりと訓子府町に訓子府クリニックがそのまま継続されていますし、薬局の方も町長が説明の中でおっしゃっていましたが、もしそこで今訓子府町に薬局ありませんので、町民の方が薬を買えるような、手立てがあれば話してみますって前におっしゃってんですが、その辺も含めて、訓子府町の今つながった、この医療機関を今後町長として、どのように守っていくのか、確保していくのか、その辺を最後にお聞きして質問を終わりたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長、5分です。

○町長（菊池一春君） 歴史的なことについてはお話したとおりです。医者の確保については日本の医療制度の問題がやっぱりありますよ、医師をどう養成して、どうへき地医療に派遣するかということがちゃんとされていない。だから医局の問題も含めて、都市に集中するということを何とか解消したい。旭川医大が5人とか北大が何人とかっていったって、何年間はその地域の中で医師の一つの役割を担うということもやってきたようですけども、実際には卒業すると、なかなか田舎のへき地医療には従事しようとしないうっていう状況がやっぱり、これはいろんな理由があると思いますけども、ただ、栃木にあります医療大学、自治大学がかつてそういう地方自治体に対する医師の役割とかっていうことを担ってたはずなんですけども、それも実際にはうまくいっていない。道庁といえども、僕は言われましたよ、道庁といえども、知事といえども、医局長の指示に従わなかったら医師の派遣はできないという、この医療の日本の医療の難しさって僕はありますので、一つはこういった制度の抜本的な解決をしていかなきゃならないって、これは地域だけの問題ではないと

いうふうに思います。

それから、2点目ですけれども、北見日赤の建て替えの問題の時に、かなり私は吉田、当時の院長と議論をしました。少なくとも長野の諏訪の鎌田實さんのように、地域医療のセンターとしての役割を第3次医療圏としてやってほしい。そのためにPETCTを入れなさいと。それから周産期の病気をちゃんとしてほしいと。それから障がいをもった子どもたちの歯医者のかかるのも、旭川、札幌に行かなければできないということを克服してほしいということも含めて要請をして、そして今の私どもの負担金も議会の理解を得て負担金もお支払いした経緯がある。そのあとに出てきたのが道立病院です。道立病院の廃止の問題が出てきたときに、130床あった医療があったんですが、あそこは心臓の名医が井上先生がおられるということで、これと日赤の合体の問題が、これもやっぱり第5次の医療圏構想の中でやっぱり議論してきた訳です。で、もう一つ、これが二次、三次医療の遠軽厚生もそうですし、網走の厚生もそうですし、そして北見日赤もその中の中心的な医療機関だった。ところが同じように遠軽厚生病院には脳神経外科医がいない、産婦人科医がいない、紋別には、というようなことがですね、あちこちになる訳です。網走の厚生病院については、脳神経外科がいないということを含めて、私が町村会の福祉厚生委員長やっていた時に厚生労働省にこの問題について、やっぱりかなり強くいった経緯もございますけども、なかなか解決にならない。そしてもう一つ、第一次医療です。北見の医師はみんな年取ってきてます。これはもう大変な問題です。こういったことも含めてですね、医療の全体の構想をやっぱり国家的な国として、あるいは北海道としての状況をどう作っていくかという医療構想です。これも今、福祉のベット数減らすとか、病院のベット数減らすとかって、国はどんどん減らそうとしています。だから今、保健所の再編も含めて、保健所が機能しないとか、あるいは病院の一次医療がコロナに対する対応ができないとかっていろんな問題ある中で、実は医療の問題っていうのは関わってきている。訓子府は2医院体制をとっていました。水元、湯本、そして両方もなくなりました。石川先生来た。そしてそのあとに伊東先生の前の方が来られて2医院になった。しかし、これも何とかお願いしてという状況の中でやってきました。だけど今回いろんな問題の中で、いよいようちの町の医療をこれからどうするかってことをやっぱり西山議員がおっしゃっていることも含めてですね、やらなきゃいけない。とてもこんな今の状態ではいいとは思ってませんが、あらゆる手を尽くしてですね、医師の確保、そして医療スタッフの確保をですね、一緒になってやっていかなきゃならない時期が来たなと思っています。

○議長（須河 徹君） 西山議員。

○10番（西山由美子君） 町民が安心して暮らせる医療の確保のできる町としてよろしくをお願いします。

これで質問を終わります。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定しました。

明日も午前9時30分から一般質問を継続いたしますので、ご参集よろしくお願いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後3時55分